多文化共生の推進に関する研究会

報告書

～地域における多文化共生の更なる推進に向けて～

令和２年（2020 年）８月

多文化共生の推進に関する研究会

多文化共生の推進に関する研究会　報告書

目次

はじめに 3

第１部　「地域における多文化共生推進プラン」の策定とその後の推移 4
第１章　「地域における多文化共生推進プラン」の策定経緯と概要 4
１．「地域における多文化共生推進プラン」策定の経緯 4
２．「地域における多文化共生推進プラン」の概要 5
第２章　プラン策定後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷 5
１．社会経済情勢の変化 5
（１）外国人住民数等の動向 5
（２）入国管理制度等の改正 9
（３）多様性と包摂性のある社会の実現、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等 10
２．多文化共生施策の変遷 12
（１）国における動き 12
（２）地方公共団体における動き 13

第２部　今後の多文化共生施策の推進 17
第１章　社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題 17
第２章　今後の多文化共生施策の推進に係る基本的な考え方 18
１．地域において多文化共生施策を推進する意義 18
（１）多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築 18
（２）外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献 18
（３）地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保 19
（４）受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現 19
２．地域における多文化共生施策の体系 20
第３章　地域における多文化共生を推進するための具体的な施策 20
１．コミュニケーション支援 20
（１）行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備 20
（２）日本語教育の推進 23
（３）生活オリエンテーションの実施 26
２．生活支援 27
（１）教育機会の確保 27
（２）適正な労働環境の確保 33
（３）災害時の支援体制の整備 36

（４）医療・保健サービスの提供 39
（５）子ども・子育て及び福祉サービスの提供 42
（６）住宅確保のための支援 44
（７）感染症流行時における対応 47
３．意識啓発と社会参画支援 49
（１）多文化共生の意識啓発・醸成 49
（２）外国人住民の社会参画支援 50
４．地域活性化の推進やグローバル化への対応 52
（１）外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 52
（２）留学生の地域における就職促進 54
第４章　多文化共生施策の推進体制の整備 58
１．地方公共団体内部での推進体制の整備 58
２．地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働 59
第５章　地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題 64
１．現状と課題 64
２．指針・計画策定を促すための今後の対応 66
おわりに 67

巻末資料１　「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱及び開催実績 68
巻末資料２　「多文化共生の推進に関する研究会」等の開催状況 71
巻末資料３　多文化共生の取組事例一覧 72

はじめに

総務省は、平成 18 年３月に、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知した。

その後、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「技能実習」及び「特定技能」の創設、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

こうした中、国においては、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめて、以後順次改訂を行い、拡充を図るなど、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでいる。また、地方公共団体においては、多文化共生の推進に係る指針・計画を改訂し、地域社会での活躍推進等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も見られる。

一方、国際社会に目を転じると、平成 27 年（2015 年）９月に行われた国連総会において、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）が全会一致で採択された。政府は、「ＳＤＧｓ実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日ＳＤＧｓ推進本部決定）において、「あらゆる人々が活躍する社会の実現」を優先課題の分野の１つとした。

こうした状況を踏まえ、地域の外国人住民に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた「地域における多文化共生推進プラン」のあり方について検討を行うため、本研究会を開催した。

プラン策定後の社会経済情勢の変化を経た現在、多文化共生施策の推進は、多様性と包摂性のある社会の実現により支えられる「新たな日常」の構築、外国人住民による地域活性化やグローバル化への貢献、地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保等の点からも今日的な意義を有し、今後一層重要となろう。

本研究会においては、プラン策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえた地域の課題に対応するため、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「意識啓発と社会参画」及び「外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進やグローバル化への対応」の具体的施策について、検討を行った。また、多文化共生施策の推進体制の整備、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題についても検討を行った。

第１部　「地域における多文化共生推進プラン」の策定とその後の推移

第１章　「地域における多文化共生推進プラン」の策定経緯と概要

１．「地域における多文化共生推進プラン」策定の経緯

1970 年代までは、外国人住民の大半は在日韓国・朝鮮人であったが、1980 年代以降、経済活動のグローバル化の進展によって国境を越えた人の移動が活発化した。政府による中国残留邦人等及びインドシナ難民[1]の受入れや、いわゆる「留学生受入れ 10 万人計画」[2]による留学生の受入れ等もあり、外国人住民の数は増加した。

その後、平成２年の「定住者」の在留資格創設以降日系南米人が増加したことや平成５年の技能実習制度の開始等を背景に、外国人登録者数が平成 16 年末時点で 197 万人となり、平成６年末時点の 135 万人と比べて 10 年間で約 1.5 倍に増加した。グローバル化の進展及び人口減少傾向を背景に外国人住民の更なる増加と定住化の進展が予想された中、外国人住民施策が、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあった。

このような中、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増していた。

そのため、総務省においては、平成 17 年６月に「多文化共生の推進に関する研究会」（座長：山脇啓造 明治大学商学部教授（当時））を設置し、多文化共生施策のあり方について検討[3]を行い、平成 18 年３月に「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を取りまとめた。

そして、総務省は、当該報告書を踏まえるとともに、地方公共団体において、1980 年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として推進してきた地域の国際化について、「地域における多文化共生」を第３の柱として、一層推進することが求められているとの認識の下、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する

---

[1] 昭和 57 年1月1日に効力を生じた「難民の地域に関する条約(Convention Relating to the Status of Refugee)」において、難民に対して、初等教育、公的扶助、労働法制、社会保障、公租公課等の事項について、「内国民待遇」が適用されることとされた。これを受けて、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び児童手当に関する3法が日本国民以外の者にも適用されるよう制度改正が行われた（難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和 56 年法律第 86 号））。

[2] 「21 世紀への留学生政策に関する提言」（昭和 58 年8月 31 日 21 世紀への留学生政策懇談会）、「21 世紀への留学生政策の展開について」（昭和 59 年6月 29 日留学生問題に関する調査・研究に関する協力者）及び「教育改革に関する第2次答申」（昭和 61 年4月 23 日。臨時教育審議会）において、21 世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みとするいわゆる「留学生受入れ 10 万人計画」の実施及びその推進が提言された。国は、これらの提言等を踏まえ、「臨時教育審議会の第2次答申に関する対処方針について」（昭和 61 年5月1日閣議決定）に基づき、関係省庁等の連携協力の下に、国費留学生数の増員、私費留学生への学習奨励費支給の拡大、留学生宿舎の整備、留学生の入国・在留に係る規制の緩和、国内外での留学希望者に対する情報提供・相談の実施等の留学生受入れ推進施策を実施している。

[3] 従来、政府における外国人問題に関する検討は、外国人労働力の活用の観点や、外国人の在留管理の観点からの検討が中心であったが、「多文化共生の推進に関する研究会」では、いち早く、外国人を地域で生活する住民と捉え、「コミュニケーション支援」及び「生活支援」について総合的・体系的に検討した。また、地域社会の構成員として共に生きていくという観点から、「多文化共生の地域づくり」について、さらに、これらの取組を実施するため、地域における「多文化共生の推進体制の整備」についても検討した。

ため、平成 18 年３月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。

２．「地域における多文化共生推進プラン」の概要

「地域における多文化共生推進プラン」は、地域における多文化共生の意義を「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」と示した上で、①コミュニケーション支援（地域における情報の多言語化、日本語及び日本社会に関する学習支援）、②生活支援（居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災等）、③多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発、外国人住民の自立と社会参画）及び④推進体制の整備について、具体的な施策を示した。

また、「地域における多文化共生推進プランについて」（平成 18 年３月 27 日付け総務省自治行政局国際室長通知）により、全ての地方公共団体に「地域における多文化共生推進プラン」策定を通知するとともに、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう要請した。

第２章　プラン策定後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

１．社会経済情勢の変化

（１）外国人住民数等の動向

在留外国人数は、1980 年代後半から大幅に増加し、リーマン・ショック（2008 年）後減少に転じたものの、その後再び増加傾向にある（図１）。

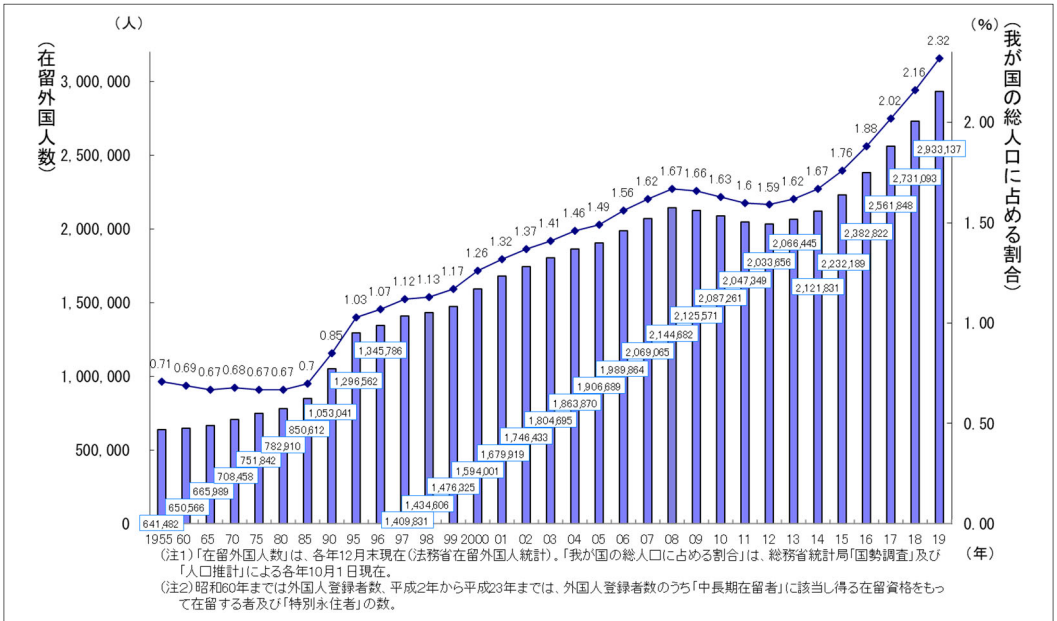

図 1　在留外国人数の推移

在留外国人の国籍・地域別内訳は、1980 年代までは韓国・朝鮮や中国が大半を占めていたが、1990 年代に入るとブラジル等の中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピン等の

東南アジアが増加している（図２）。

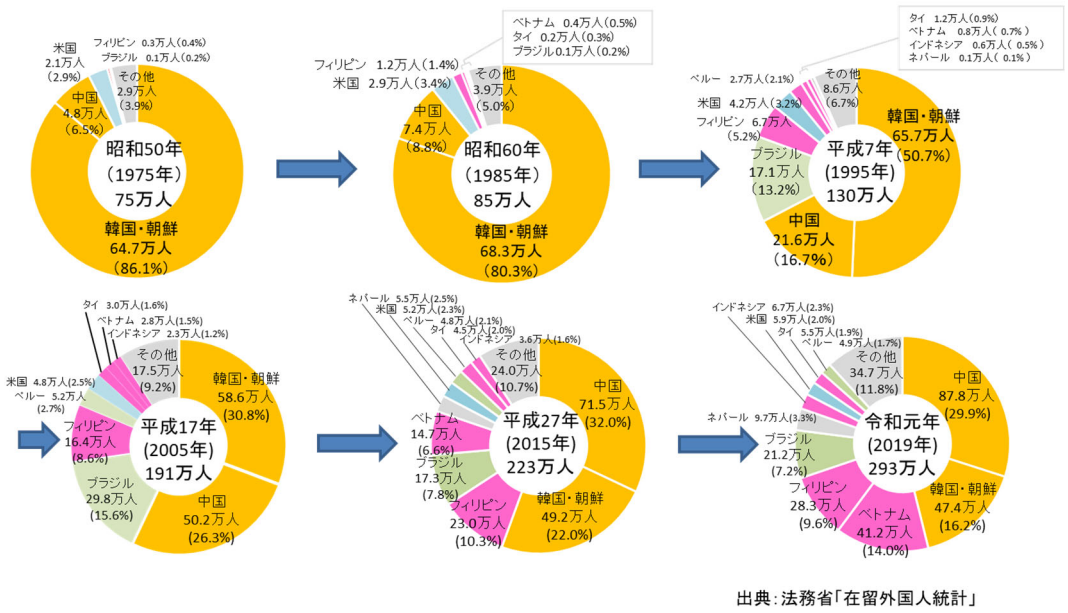

図 2 在留外国人の国籍・地域別内訳の推移

在留資格の内訳では、直近５年間（平成 26 年から令和元年まで）で、「技能実習」や「留学」の人数が大きく増加している。また、在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、全体の約３割を占めており、緩やかな定住化の傾向が見られる（図３）。

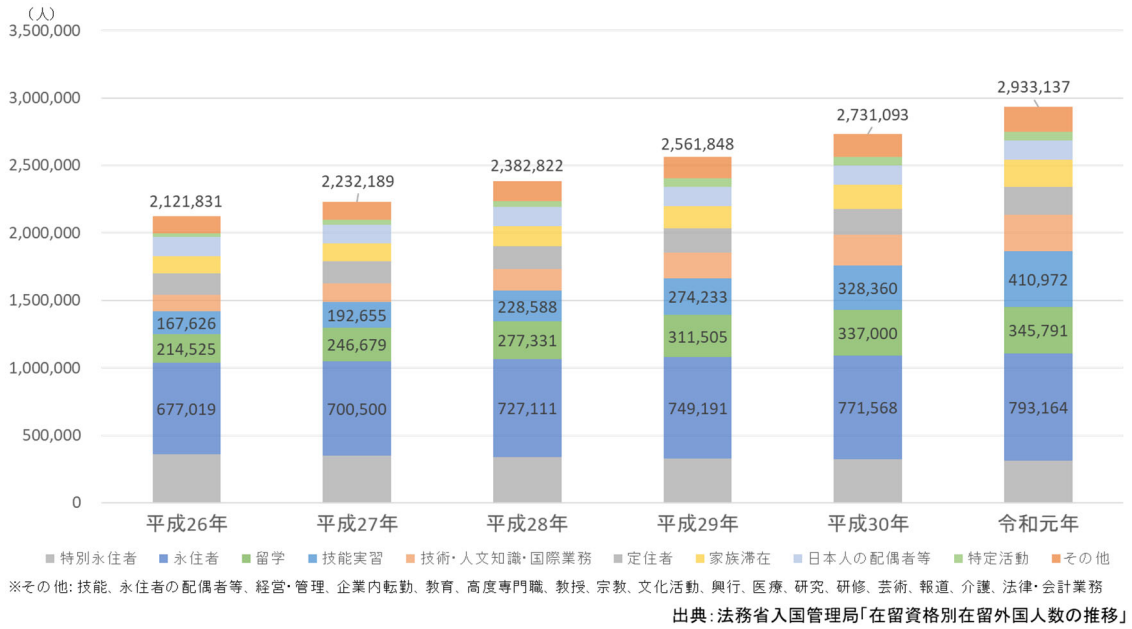

図 3 在留資格等別在留外国人数の推移

全ての都道府県において、直近５年間（平成 26 年から令和元年まで）で、外国人人口が増加している（図４）。

（単位：人）

都道府県	平成26年(2014年) 人口	外国人人口 (A)	割合	平成31年(2019年) 人口	外国人人口 (B)	割合	増加数 (B－A)	増加率 (B/A-1)
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	+64%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	+46%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	+33%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	+42%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	+7%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	+20%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	+48%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	+31%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	+36%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	+39%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	+47%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	+44%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	+40%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	+32%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	+30%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	+41%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	+46%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	+31%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	+18%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	+19%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	+23%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	+25%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	+34%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	+23%

都道府県	平成26年(2014年) 人口	外国人人口 (A)	割合	平成31年(2019年) 人口	外国人人口 (B)	割合	増加数 (B－A)	増加率 (B/A-1)
滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	+23%
京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	+17%
大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	+18%
兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	+14%
奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	+15%
和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	+13%
鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	+21%
島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	+67%
岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	+35%
広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	+36%
山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	+23%
徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	+23%
香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	+49%
愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	+37%
高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	+34%
福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	+38%
佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	+49%
長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	+32%
熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	+63%
大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	+32%
宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	+55%
鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	+63%
沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	+77%
全国合計	128,438,013	2,003,379	1.6%	127,443,563	2,667,199	2.1%	14,123	+33%

（注1）総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。
（注2）外国人人口の増加数又は増加率が全国平均を超える地方公共団体を着色。

図 4　都道府県別外国人人口の推移

市区町村人口規模別の外国人人口についても、全ての人口規模において増加している（表１）。

表 1　市区町村人口規模別の外国人人口の推移

市区町村人口規模別区分	平成 26 年(2014 年)	令和元年(2019 年)
町村(人口1万人未満)	1.8 万人	2.8 万人(＋53.1%)
町村(人口1万人以上)	8.1 万人	11.4 万人(＋41.1%)
小都市(人口 10 万人未満)	29.5 万人	40.1 万人(＋35.9%)
中都市(人口 10 万人以上)	67.7 万人	93.7 万人(＋38.5%)
特例市	10.1 万人	13.0 万人(＋28.5%)
中核市	28.3 万人	36.8 万人(＋30.0%)
指定都市	54.8 万人	68.9 万人(＋25.7%)
計	200.3 万人	266.7 万人(＋33.1%)

（備 考）1.総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。
2.括弧内は平成 26 年(2014 年)比。

市区町村別では、人口規模や所在地域にかかわらず、人口に占める外国人人口の割合が高い団体、外国人人口の増加率の高い団体がある（図５）。

○人口に占める外国人割合上位20市区町村（平成31年1月1日現在）

順位	都道府県	自治体名	人口（A）	外国人人口（B）	外国人割合（B/A）
1	北海道	勇払郡占冠村	1,508	393	26.06%
2	群馬県	邑楽郡大泉町	41,785	7,623	18.24%
3	北海道	余市郡赤井川村	1,262	159	12.60%
4	東京都	新宿区	346,162	43,068	12.44%
5	北海道	虻田郡留寿都村	2,047	252	12.31%
6	北海道	虻田郡倶知安町	16,642	1,977	11.88%
7	東京都	豊島区	289,508	30,223	10.44%
8	長野県	北安曇郡白馬村	9,447	971	10.28%
9	北海道	虻田郡ニセコ町	5,298	500	9.44%
10	埼玉県	蕨市	75,261	6,699	8.90%
11	東京都	荒川区	215,966	19,131	8.86%
12	岐阜県	美濃加茂市	56,987	4,946	8.68%
13	東京都	港区	257,426	20,057	7.79%
14	茨城県	常総市	63,608	4,955	7.79%
15	東京都	台東区	199,292	15,433	7.74%
16	愛知県	海部郡飛島村	4,764	351	7.37%
17	愛知県	高浜市	48,579	3,570	7.35%
18	岐阜県	可児市	102,175	7,360	7.20%
19	沖縄県	国頭郡恩納村	11,038	792	7.18%
20	愛知県	知立市	72,459	5,108	7.05%

○外国人人口増加率上位20市区町村※（平成26年→平成31年）
※外国人人口1,000人以上の市区町村を対象

（単位：人）

順位	都道府県	自治体名	平成31年外国人人口（A）	平成26年外国人人口（B）	外国人増加率（A/B-1）
1	北海道	虻田郡倶知安町	1,977	676	+192.46%
2	兵庫県	加東市	1,294	517	+150.29%
3	島根県	出雲市	4,667	1,909	+144.47%
4	大分県	中津市	1,396	599	+133.06%
5	福岡県	小郡市	1,016	442	+129.86%
6	福岡県	京都郡苅田町	1,448	669	+116.44%
7	岡山県	総社市	1,496	728	+105.49%
8	栃木県	栃木市	4,363	2,129	+104.93%
9	沖縄県	那覇市	5,015	2,474	+102.71%
10	沖縄県	うるま市	1,161	583	+99.14%
11	大阪府	泉佐野市	1,935	972	+99.07%
12	熊本県	八代市	2,401	1,231	+95.04%
13	石川県	小松市	2,378	1,275	+86.51%
14	石川県	白山市	1,384	754	+83.55%
15	埼玉県	蕨市	6,699	3,658	+83.13%
16	千葉県	白井市	1,221	673	+81.43%
17	千葉県	印西市	1,985	1,105	+79.64%
18	石川県	能美市	1,384	776	+78.35%
19	静岡県	牧之原市	1,888	1,064	+77.44%
20	東京都	中野区	19,326	10,949	+76.51%

（注）総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。

図 5 地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合等の上位 20 市区町村

ちなみに、訪日外国人旅行者数は、令和元年（2019 年）には 3,000 万人を超え、直近 10 年間で約５倍と大きく増加している。政府は、さらに、訪日外国人旅行者数を 2030 年に 6,000 万人とする目標を掲げている[4]（表２）。

表 2 訪日外国人旅行者数の推移

	平成 21 年（2009 年）	令和元年（2019 年）
訪日外国人旅行者数	679 万人	3,188 万人（4.7 倍）

（備 考）1.日本政府観光局（JNTO）調べを基に作成。
2.括弧内は平成 21 年比。

こうした中[5]、今後、急速に人口減少・少子高齢化が進むものと推計されている（図６）。

[4] 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年3月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）。なお、「観光ビジョン実現プログラム 2020」（令和2年7月 14 日観光立国推進閣僚会議決定）において、「感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様であり、2030 年 6,000 万人の目標は十分達成可能である」としている。

[5] 在留外国人の定住化の傾向にあわせて、帰化により日本国籍を取得する者も毎年1万人前後いる。また、日本人と外国人の夫婦の子供等、外国にルーツを持つ日本人も増えている。

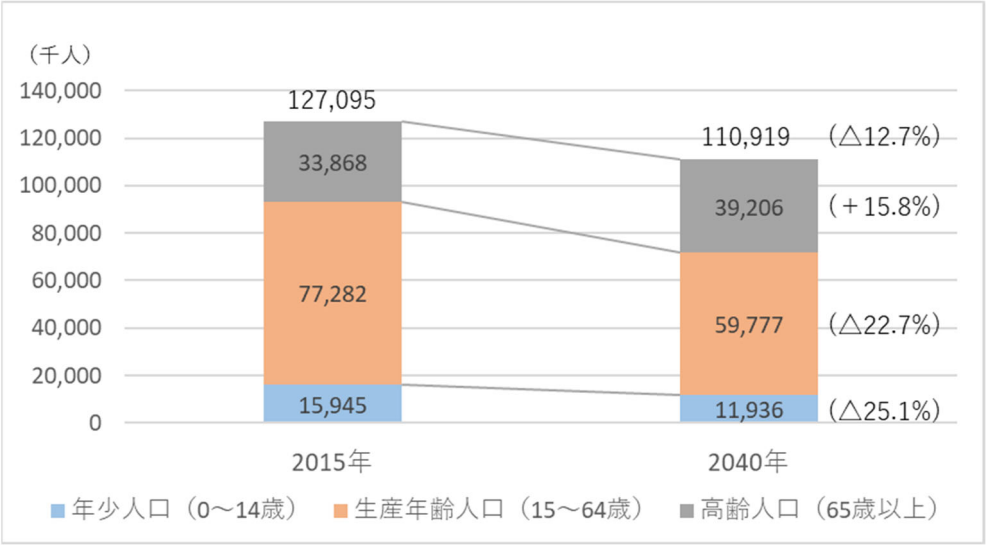

図 6　日本の人口推計

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」を基に作成

（２）入国管理制度等の改正

「我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与する」[6]ことを目的とする「技能実習制度」は、平成５年の創設後、これまでに、累次にわたり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が行われている。

平成 22 年７月には、主に団体監理型の受入れにおいて、一部の受入れ企業で技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われていたこと、不当な利益を得て研修生をあっせんする悪質な送出し機関やブローカーが存在したこと、受入れ企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体が存在したこと等の問題が顕在化していたことを踏まえて、在留資格「技能実習」を創設するとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行された[7]。

また、平成 29 年 11 月には、監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確で実習体制が不十分であること、技能実習生の保護体制が不十分であること等の問題に対応するため、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設置する制度改正が施行された[8]。

平成 31 年４月には、在留資格「特定技能」が創設された[9]。「特定技能制度」の意義は、

[6]「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」（平成 29 年法務省・厚生労働省告示第1号）。
[7] 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）等。
[8] 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）等。
[9] 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）。

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することであるとされている[10]。

平成 24 年７月には、外国人登録制度が廃止され、法務大臣[11]が中長期在留者に対して在留カードを交付し、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握を行う新たな在留管理制度が導入されたこととあわせて、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的とする制度改正が施行された[12]。これにより、外国人住民にも日本人同様、住民票が作成されることとなり、市区町村において、外国人住民についても基本的な情報を正確に把握し、各種行政サービスの適切な提供に利用される基盤が整備された。

（３）多様性と包摂性のある社会の実現、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等

（多様性と包摂性のある社会の実現）

平成 27 年（2015 年）９月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（ＳＤＧｓ）が全会一致で採択された。

政府は、2030 年までにＳＤＧｓを達成するための中長期的な国家戦略である「ＳＤＧｓ実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日ＳＤＧｓ推進本部決定、令和元年 12 月 20 日改定）において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題[13]の分野の１つとしている。また、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、ＳＤＧｓの基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則[14]の１つとして、分野を問わず適用することとしている。

そのほか、近年、様々な分野において、「多様性（ダイバーシティ）」の視点の重要性が指摘されている。就労・雇用の分野では、従来、雇用機会均等や女性活躍推進といった面から捉えられていたが、現在は、イノベーションの源泉として位置付け、企業価値の向上を目指した取組が進んでいる。

また、欧州評議会（Council of Europe）は、移住者や少数者によってもたらされる多様性について、脅威ではなくむしろ好機ととらえ、都市の活力や革新、創造、成長の源泉

---

[10]「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)。

[11] 平成 31 年4月以降は出入国在留管理庁長官。

[12] 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 79 号)、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)等。

[13]「SDGs実施指針」の優先課題:①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現及び⑧SDGs実施推進の体制と手段。

[14]「SDGs実施指針」の主要原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性及び⑤透明性と説明責任。

とする新しい都市政策「インターカルチュラル・シティ・プログラム」[15]を実施し、欧州内外から約 140 都市[16]が参加している。

地方公共団体においても、多様性の推進を政策課題とし、担当部署の設置[17]、条例制定[18]、計画策定[19]等に取り組む動きがある。

（デジタル化の進展）

世界的に急速なデジタル革命（第４次産業革命）が進む中、ＡＩ・ロボットによる自動化、ＩｏＴ技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されている。

特に、国内では、約７割の個人がスマートフォンを保有している[20]。スマートフォンは、このように概ね１人が１台持つ情報端末であること、いつでもどこでもインターネットに接続できること、プラットフォームの存在により多様なサービスが提供可能であること、データの入出力のハブであること等の特徴を有し、これらを活かした、音声翻訳アプリ、FinTech、シェアリング・エコノミー、ＡＲ／ＶＲ、フリマアプリ、パーソナルデータストアといった新たなサービスの普及が進展しつつある。

また、多言語翻訳技術については、総務省が、2025 年（令和７年）にＡＩによる「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を令和２年度から開始している。

（気象災害の激甚化等）

近年、１時間降水量 50㎜ 以上の短時間強雨が頻発するなど、気象災害が激甚化している[21]。今後、気候変動に伴い、さらに短時間強雨や大雨が増加することが予測されている[22]。

また、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後 30 年以内に高い確率で発生することが予想されている[23]。

こうした中、国は、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、

---

[15] Council of Europe, Intercultural cities programme, [https://www.coe.int/en/web/interculturalcities/]。

[16] 国内からは浜松市が参加している。

[17] 三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課、大阪市市民局ダイバーシティ推進室、尼崎市総合政策局協働部ダイバーシティ社会推進課、渋谷区総務部男女平等・ダイバーシティ推進担当課等。

[18] 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成 31 年4月施行）、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（平成 27 年4月施行）、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成 30 年4月施行）等。

[19] 三重県「ダイバーシティみえ推進方針」（平成 29 年 12 月）、渋谷区「男女平等・多様性社会推進行動計画」（平成 28 年7月）等。

[20] スマートフォンの個人保有率（令和元年9月末時点）：67.6%（総務省「通信利用動向調査」）。

[21] 1時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の年間発生回数は、最近 10 年間(2010～2019 年)の平均年間発生回数(約 327 回)が、統計期間の最初の 10 年間(1976～1985 年)の平均年間発生回数(約 226 回)と比べて約 1.4 倍に増加している（気象庁調べ）。

[22] 環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省・気象庁「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」（平成 30 年2月）。

[23] 将来の地震発生の可能性（政府地震調査研究推進本部）は次のとおり。
・南海トラフ地震（M8～M9 クラス）：30 年以内に 70%～80%
・首都直下地震（M7クラス）：30 年以内に 70%

防災・気象情報に関する多言語辞書を作成（14 か国語）し、スマートフォンアプリ「safety tips」へ反映するなど防災・気象情報の多言語化を推進している。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

近年、世界のグローバル化[24]やアジア地域の経済発展[25]が顕著であったが、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は広範で長期にわたることが見込まれ、国内外の社会経済に波及しつつある。政府は、感染収束後のポストコロナ時代を見据えて、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靭性を高めながら、「我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワー」を活かした「新たな日常」[26]の構築を通じて、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現を目指す方針を示している[27]。

新型コロナウイルス感染症が世界規模に拡大する中、各国で水際対策措置が講じられ国際的な人の往来が制約されている。国内では、政府が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言を発出した。こうした中、在留外国人に対して、出入国在留管理庁が、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等の雇用を維持するため、関係省庁と連携して雇用維持支援を行っている。また、国、地方公共団体、地域国際化協会、ＮＨＫ（NHK WORLD-JAPAN）、ＮＰＯ等が多言語での情報発信等を行い、対応している。

２．多文化共生施策の変遷

（１）国における動き

平成２年（1990 年）の改正入管法[28]施行によって、1990 年代から 2000 年代前半にかけて、在留外国人が増加し、日系人を中心に定住する傾向が強まっていた中、言葉や習慣の違いのため必要な公共サービスが受けられないこと、雇用が不安定で労働条件が低いこと等の生活者としての問題が生じていた。こうしたこと等を背景に、政府は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成 18 年 12 月 25 日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）を策定し、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子供の教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社

---

[24] 世界の貿易額は、2008 年から 2018 年までの 10 年間で 21%増加（16,018,200 百万ドル→19,375,418 百万ドル）している（JETRO「世界貿易マトリクス」）。

[25] ASEAN10 ヵ国の GDP は、2008 年から 2018 年までの 10 年間で 90%増加（1,561,414 百万ドル→2,973,307 百万ドル）している（The World Bank, Countries and Economies, [https://data.worldbank.org/country]）。

[26] 「（新型コロナウイルス）感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」とへ移行するとの見方が強い。（中略）我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワーを活かした「ニューノーマル」のかたち、「新たな日常」を構築していく。」（「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月 17 日閣議決定））。

[27] 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」。

[28] 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第 79 号）。

会保険の加入促進等及び④外国人の在留管理制度の見直し等の施策を実施することとした。

その後、日系人等の定住外国人がリーマン・ショックで教育、雇用等の様々な面で深刻な影響を受けていたことを背景に、内閣府が、関係省庁連携の下、必要な対策を速やかに講じ、地域における支援を進めるための「定住外国人支援に関する当面の対策について」（平成 21 年１月 30 日）[29]を取りまとめ、教育対策、雇用対策、住宅対策、帰国支援等の施策を実施することとした。また、政府は、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための「日系定住外国人施策に関する基本指針」（平成 22 年８月 31 日日系定住外国人施策推進会議決定）及び「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成 23 年３月 31 日日系定住外国人施策推進会議決定）を策定し、①日本語で生活できるための施策、②子供を大切に育てていくための施策、③安定して働くための施策、④社会の中で困ったときのための施策等を実施することとした。

直近では、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）[30]を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしている。

また、総務省においては、「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年３月）策定後も、累次にわたって多文化共生の推進に関する研究会等を開催し、優良事例を把握して共有や横展開を図るとともに、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえた防災対策のあり方の検討等を行ってきた[31]。

（２）地方公共団体における動き
（「地域における多文化共生推進プラン」策定以前の動き）

日系南米人を中心とする外国人住民が多数居住する都市が、外国人住民に関する施策や活動状況に関する情報交換を行い、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組むことを目的として、平成 13 年（2001 年）５月に「外国人集住都市会議」を設立した。

また、日系南米人等が多数居住する県市が、協力して多文化共生社会の形成に向けて広域的な取組を進めることを目的として、平成 16 年（2004 年）３月「多文化共生推進協議会」を設置した。

---

[29]「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成 21 年4月 16 日定住外国人施策推進会議決定）により拡充。

[30]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）により順次拡充。

[31] 巻末資料2参照。

（多文化共生の推進に係る指針・計画策定の動き）

「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年３月）の策定以後、地方公共団体において、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定する動きが進んでいる。直近では、全ての都道府県及び指定都市が策定しているほか、その他の市の７割超が策定している[32]（表３）。

表 3 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移

	平成 22 年(2010 年)4月	令和2年(2020 年)4月
都道府県	44 団体／47 団体(94%)	47 団体／47 団体(100%)
指定都市	19 団体／19 団体(100%)	20 団体／20 団体(100%)
市(指定都市を除く。)・区	327 団体／790 団体(41%)	571 団体／795 団体(72%)
町・村	100 団体／941 団体(11%)	236 団体／926 団体(25%)
計	490 団体／1,797 団体(27%)	874 団体／1,788 団体(49%)

（備 考）1.総務省国際室調べを基に作成。
2.括弧内は策定割合。

（地域活性化・グローバル化への貢献、地域社会の担い手確保等の独自施策推進の動き）

地方公共団体において、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画に独自の施策を盛り込む動きが出てきている（表４）。

近年、特徴的な事例として、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業をはじめとする地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとする海外との積極的なつながりによる地域の活力の創出等、地域の活性化やグローバル化への貢献につながる取組が見られる。

また、外国人支援の視点を超え、外国人住民を地域社会の担い手として社会参画を促す取組も見られる。

[32] 地方公共団体において、多文化共生の推進に関する条例を制定する動きもある。例としては、多文化共生社会の形成の推進に関する条例(宮城県。平成 19 年7月 11 日施行)、静岡県多文化共生推進基本条例(平成 20 年 12 月 26 日施行)、湖南市多文化共生の推進に関する条例(平成 24 年3月 28 日施行)等。

表 4 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画に記載された独自の施策例

分野	多文化共生の推進に係る指針・計画に記載された独自の施策例
地域における情報の多言語化	・やさしい日本語の普及（埼玉県） ・窓口への多言語自動翻訳機の設置（富山県）
居住	・外国人の転入手続者に、行政・生活情報等の多言語刊行物（ウェルカムパッケージ）を配布（東京都港区）
教育	・外国語の堪能な教員の確保（教員採用選考試験の特別枠）（静岡県） ・児童生徒の初期日本語教育支援（福井県越前市）
労働環境	・「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及（名古屋市） ・技能実習生を対象にした日本人住民との交流会の開催（埼玉県川口市）
医療・保健・福祉	・専門的通訳ボランティアの養成（埼玉県）
防災	・外国人災害リーダー・外国人ボランティアの育成（岐阜県美濃加茂市）
地域社会に対する意識啓発	・外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱（静岡県） ・「食」をテーマにした交流イベントの開催（福井県越前市）
外国人住民の自立と社会参画	・地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みの構築（静岡県） ・外国人住民に伝統芸能の継承組織への加入を啓発（広島県安芸高田市）
地域活性化の推進・グローバル化への対応	・積極的にボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人芸術家や企業家等の情報発信（滋賀県） ・インバウンド観光や MICE の取組の推進、ビジネスや生活の場として海外からも選ばれる都市を目指したグローバル化の取組（千葉市）

（備 考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村（計 637 団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

（国際的な都市連携の動き）

（独法）国際交流基金は、2009 年度から、欧州評議会が主導して多文化共生を進める都市の国際ネットワークづくりを目指す「インターカルチュラル・シティ・プログラム」に、地方公共団体の関係者の派遣と同プログラム関係者の受入れを行っている。

2012 年 1 月には東京で「日韓欧多文化共生都市サミット」が開催され、同年 10 月には第 2 回サミットが浜松市で、2013 年 10 月には第 3 回サミットが韓国・安山市で開催された。

2017 年に浜松市がアジアで初めて、2020 年には安山市が韓国で初めて、「インターカルユラル・シティ・プログラム」に参加した。豪州では、バララート市とメルトン市が 2017 年に参加し、2018 年 12 月には、両市（オンライン参加）と浜松市ほか国内の地方公共団体の関係者が意見交換を行う外国人集住都市会議主催のセミナーが東京で開催された。

【コラム】多文化共生を推進する国際的な都市連携の動きとその意義

従来の集住都市間の連携のみならず、より広い範囲の地方公共団体が連携を図るとともに、外国人住民に係る諸課題の解決や多様性を活かした地域づくりに関するグッド・プラクティスを発信し、幅広く共有していくことが重要である。

欧州においては、多様性を好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする都市政策である「インターカルチュラル・シティ（Intercultural City）」というアプローチが注目されている。本プログラムは欧州評議会が主導しており、会員都市相互の視察や特定の課題をテーマにした会議の開催等の活動を進めている。現在、欧州を中心に約 140 都市が欧州評議会によって「インターカルチュラル・シティ」に認定されている。

欧州には、「ユーロシティーズ（EUROCITIES）」という EU 域内の都市が加盟する組織もあり、移民や難民の統合を活動テーマの一つにしている。2010 年に統合都市憲章を策定し、現在、約 40 都市が署名している。

米国においても、ウェルカミング・アメリカ（Welcoming America）という NPO（2009 年設立）が、移民を歓迎し多様性を活かす地方自治体と NPO のネットワークである「ウェルカミング・ネットワーク」を運営し、現在約 100 の地方自治体が参加している。また、カナダには、「シティーズ・オブ・マイグレーション（Cities of Migration）」というウェブサイト（2008 年開設）があり、北米と欧州を中心に各国の都市の優良事例の情報交換を通じて、移民統合の手法の改善を行うことを目指している。

東アジアにおいても、韓国や台湾等で、外国人住民を受け入れる地方自治体の取組が進んでいる。韓国では、日本の「外国人集住都市会議」をモデルとして、2012 年 11 月に安山市が中心となって「全国多文化都市協議会」が設立され、現在 26 都市（会長都市：ソウル市九老区）が加盟している。

このように、多様性を地域の活力と捉えること、また、国内外で幅広い連携を図ることは、今後の多文化共生の推進にとって有意義であると考えられる。

第２部　今後の多文化共生施策の推進

第１章　社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題

「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年３月）策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえた、今後の地域における多文化共生の推進に係る課題は次のとおりである。

（コミュニケーション支援）

・外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。
・多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめＩＣＴを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。
・増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。

（生活支援）

・外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子供の就学促進や教育環境の整備が必要である。
・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。
・外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。
・新たな在留資格創設に伴う外国人材の受入れ環境を整備するとともに、大都市圏その他特定地域への集中防止策を講じることが必要である。

（意識啓発と社会参画支援）

・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努めることが必要である。
・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。
・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。

（地域活性化の推進やグローバル化への対応）

・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づ

くりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要である。
・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要である。

第２章　今後の多文化共生施策の推進に係る基本的な考え方

１．地域において多文化共生施策を推進する意義

平成 17 年度の「多文化共生の推進に関する研究会」においては、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、その推進について検討した。同研究会は、報告書において、多文化共生施策を推進する意義として、「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」を示した。

その後の社会経済情勢の変化等を経た上でも、地域における多文化共生施策の推進は、特に次の点から今日的な意義を有しており、重要性が増している。

（１）多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要である[33]。

外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待される[34]。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（ＳＤＧｓ）においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされている。

（２）外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・

[33]「政府としては、（中略）在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。」（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」）。
[34]「（前略）地域社会やコミュニティ等において（中略）人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。」（「経済財政運営と改革の基本方針 2020」）。

協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待される。

（３）地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約３割を占める[35]など、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと（図７）等を背景に、外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待される。

また、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待される。

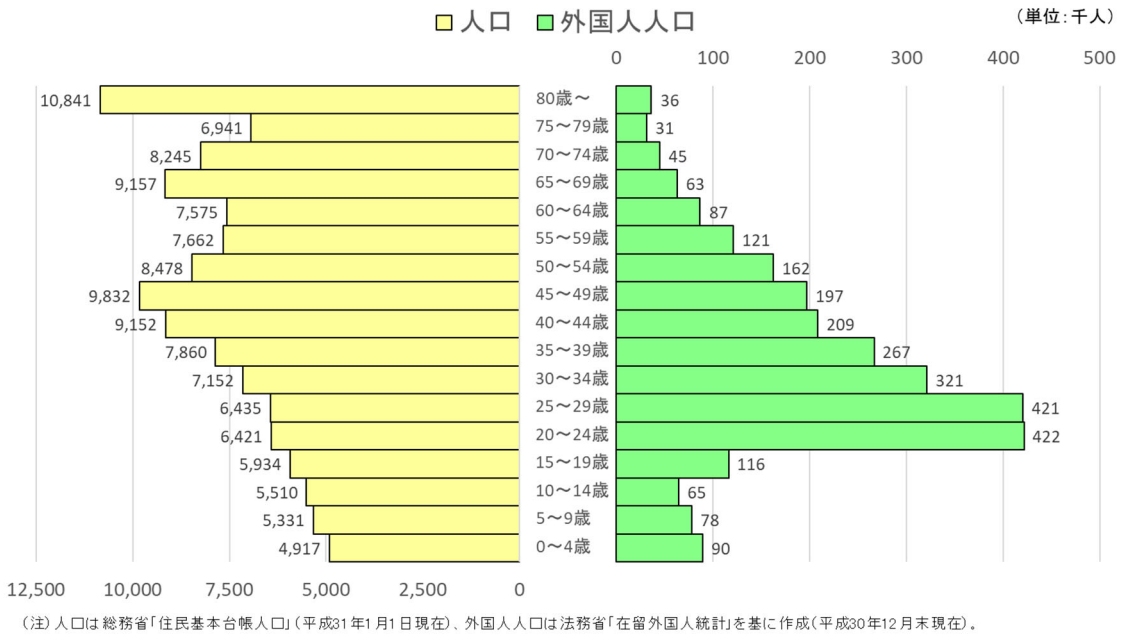

図 7 人口及び外国人人口の年齢構成

（４）受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

外国人労働者[36]は、直近 10 年間で約 2.9 倍に増加し、今後、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れも進む見通しである。地方公共団体においては、人口減少が続き、労働力不足が深刻化する中、外国人住民が地域経済の重要な担い手であると認識し、外国人材の適切かつ円滑な受入れに取り組む動きも見られる[37]。

こうした中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備

---

[35] P.6図3参照。

[36] ①「身分に基づく在留資格」（定住者、永住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等）、②「専門的・技術的分野の在留資格」、③「特定活動」（EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）、④「技能実習」（農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属等の合計 82 職種 148 作業（令和2年7月 17 日時点））、⑤「特定技能」（介護、外食業、建設、農業等の全 14 分野）及び⑥「資格外活動」（留学生のアルバイト等）。

[37] 群馬県「多文化共生・共創「群馬モデル」」（令和2年1月）。

するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要である。

２．地域における多文化共生施策の体系

平成 17 年度の「多文化共生の推進に関する研究会」においては、外国人を地域で生活する住民と捉え、①コミュニケーション支援、②生活支援及び③多文化共生の地域づくりについて、多文化共生施策のあり方を総合的・体系的に検討した。

今回、その枠組を踏まえつつ、プラン策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題に対応するため、今後取り組むべき多文化共生施策のあり方を検討した（表５）。

表 5 「多文化共生の推進に関する研究会」において検討した多文化共生施策

平成 17 年度「多文化共生の推進に関する研究会」において検討された多文化共生施策	本研究会において検討した多文化共生施策
①コミュニケーション支援 ・地域における情報の多言語化 ・日本語及び日本社会に関する学習の支援 ②生活支援 ・居住 ・教育 ・労働環境 ・医療・保健・福祉 ・防災 ・その他 ③多文化共生の地域づくり ・地域社会に対する意識啓発 ・外国人住民の自立と社会参画	①コミュニケーション支援 ・行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備 ・日本語教育の推進 ・生活オリエンテーションの実施 ②生活支援 ・教育機会の確保 ・適正な労働環境の確保 ・災害時の支援体制の整備 ・医療・保健サービスの提供 ・子ども・子育て及び福祉サービスの提供 ・住宅確保のための支援 ・感染症流行時における対応 ③意識啓発と社会参画支援 ・多文化共生の意識啓発・醸成 ・外国人住民の社会参画支援 ④地域活性化の推進やグローバル化への対応 ・外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 ・留学生の地域における就職促進

第３章　地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

１．コミュニケーション支援

（１）行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

現状

総務省が実施したアンケート調査によると、地方公共団体における多言語対応の実施割合は、ウェブサイトの多言語化が 75.4%であるほか、通訳の配置が 41.4%、タブレット端末（翻訳アプリ）の設置が 37.6%であり、それぞれ取組が進みつつある（表６）。

表 6 地方公共団体における多言語対応の実施状況

多言語化対応の取組	都道府県 (47 団体)	指定都市 (20 団体)	その他市 (336 団体)	特別区 (23 団体)	町 (169 団体)	村 (42 団体)	計 (637 団体)
ウェブサイトの多言語化	45 (95.7%)	20 (100.0%)	294 (87.5%)	22 (95.7%)	87 (51.5%)	12 (28.6%)	480 (75.4%)
窓口への通訳の配置	36 (76.6%)	14 (70.0%)	178 (53.0%)	16 (69.6%)	17 (10.1%)	3 (7.1%)	264 (41.4%)
窓口へのタブレット端末 (多言語翻訳アプリの配置)	38 (80.9%)	18 (90.0%)	127 (37.8%)	19 (82.6%)	31 (18.3%)	7 (16.7%)	240 (37.6%)

(備 考)1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村(計 637 団体)を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。
2.括弧内は実施割合。

また、令和２年（2020 年）４月末時点で 146 の地方公共団体[38]が、出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備交付金」を活用した一元的相談窓口を設置・運営している[39]。

国の施策

総務省は、（国研）情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）が開発した多言語音声翻訳技術の高度化及び社会実装を推進しており、これまで翻訳精度の向上や重点対応言語の拡大に取り組んできたほか、民間企業がライセンス契約により端末・アプリの開発に利用できる「多言語音声翻訳プラットフォーム」の開発・構築を行い、平成 31 年（2019 年）４月から一般提供を行っている。この仕組みも活用して、民間企業による多様な音声翻訳機、音声翻訳アプリ[40]、音声翻訳ＡＰＩ等の多言語音声翻訳サービスの実用化が進んでいる。

さらに、総務省は、多言語翻訳技術の更なる高度化等を推進すべく、「グローバルコミュニケーション計画 2025」（令和２年３月）を策定し、2025 年（令和７年）にはＡＩによる「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を令和２年度から始めている[41]。

地方公共団体に向けては、ＮＩＣＴが、地方公共団体の窓口業務に対応した多言語音声翻訳システムの実証実験を行っており、各地方公共団体において多言語音声翻訳システムの導入・利活用が進んでいる。令和２年度には、総務省が、地方公共団体が多言語翻訳サービスを導入する際の調達要件、業務で利用する際の留意点等を取りまとめたガイドラインを作成する予定である[42]。

出入国在留管理庁は、外国人住民が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語[43]で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体に対して、上述

[38] 45 道府県、19 指定都市、82 市区町村。
[39] 令和元年度の相談業務の受付件数は、211,076 件(出入国在留管理庁「外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について」(令和2年6月))。
[40] (国研)情報通信研究機構(NICT)は、世界 31 言語に対応する多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra(ボイストラ)」を音声翻訳技術の性能評価等の実証実験のために無料で公開。
[41] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 50。
[42] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 50。
[43] 原則として、11 言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピノ語、タイ語、ポルトガル語及びスペイン語)以上とし、地域の実情に応じて、クメール語(カンボジア語)、ミャンマー語及びモンゴル語の3言語にも対応する

のように「外国人受入環境整備交付金」により支援を行っている[44]。

また、全省庁が、多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口において、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進めることとしている[45]。

出入国在留管理庁は、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」[46]を政府横断的に作成し、電子版（14 か国版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載するとともに、冊子化したやさしい日本語版を関係機関に配布することとしている[47]。

また、出入国在留管理庁及び文化庁は、やさしい日本語[48]の活用を促進するため、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定することとしている[49]。

加えて、全省庁が、外国人向けの行政・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語による情報提供・発信を進めることとしている[50]。

総務省は、市町村が行う行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、令和元年度から地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア．多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討する。

通訳の配置のほか、ＩＣＴを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ＩＣＴを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配意する。

多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、ＳＮＳも積極的に活用する。

また、多言語化に係る国との役割分担のあり方を検討する必要がある。

イ．外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置する。

よう努めることとされている（出入国在留管理庁「外国人受入環境整備交付金取扱要領」）。

[44] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 45。

[45] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 51。

[46] 令和元年 10 月に第2版（日本語版等）を公表。

[47] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 48。

[48] 外国人が希望する情報発信言語：やさしい日本語 76%、英語 68%、日本語 22%、機械翻訳された母国語 12%、非ネイティブが訳した母国語 10%（東京都国際交流委員会「東京都在住外国人向け情報伝達に関するヒアリング調査報告書」（平成 30 年3月））。

[49] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 49。

[50] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 52。

ウ．ＮＰＯ等との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むＮＰＯ等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進する。

エ．地域の外国人住民を相談員等とする取組

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同様の文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進する。

（２）日本語教育の推進

現状

国内における日本語教育は、大学等機関及び法務省が告示をもって定める日本語教育機関（以下、法務省告示機関）以外では、地方公共団体・教育委員会、国際交流協会、任意団体等において実施されている（表７、図８・９）。

表 7 国内における外国人等に対する日本語教育の現状

	機関・施設等数	日本語教師等の数				日本語学習者等数
			うち常勤	うち非常勤	うちボランティア	
大学等機関	566(22.3%)	5,212(11.2%)	1,460	3,455	297	66,112(23.8%)
地方公共団体・教育委員会	372(14.6%)	8,156(17.6%)	393	966	6,797	28,910(10.4%)
国際交流協会	334(13.1%)	10,097(21.8%)	171	564	9,362	33,590(12.1%)
法務省告示機関	618(24.3%)	12,933(27.9%)	4,187	8,693	53	113,626(40.9%)
任意団体等	652(25.6%)	10,013(21.6%)	424	1,353	8,236	35,619(12.8%)
計	2,542(100%)	46,411(100%)	5,655	12,908	23,043	277,857(100%)

（備 考）1.文化庁「令和元年度国内の日本語教育の概要」を基に作成。
2.数値は令和元年(2019 年)11 月1日現在。
3.括弧内は割合。
4.「国際交流協会」は、国際交流や多文化共生(日本語教育を含む。)を主たる活動内容とし、地方公共団体の補助金等で運営する機関・団体、地方公共団体が事務局である団体、又は公の施設の指定管理を受けている機関・団体(地域国際化協会を含む。)。

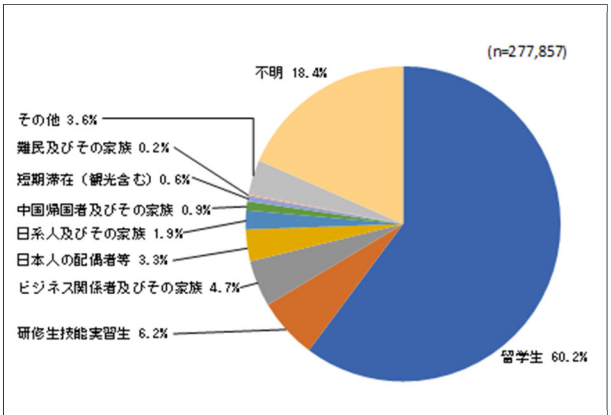

図 8 属性別日本語学習者数の構成

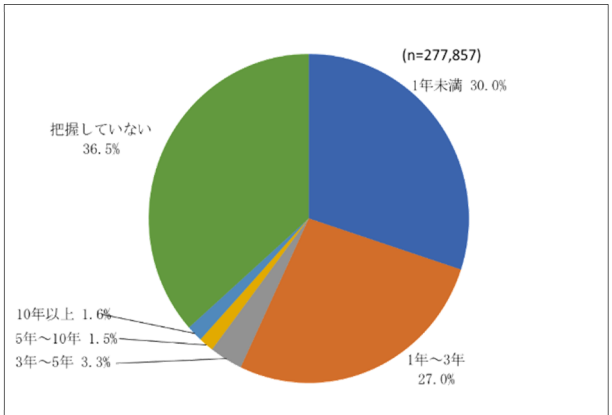

図 9 滞日年数別日本語学習者数の構成

(出展)文化庁「令和元年度国内の日本語教育の概要」

現在、日本語教室[51]を開設する市区町村は786団体にとどまり、22万人にのぼる外国人住民が日本語教室の開設されていない市区町村（1,110団体[52]）に居住している。

国の施策

令和元年６月に、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行された。令和２年６月には、同法に基づき、政府は「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月23日閣議決定）を策定した。

これらに基づき、国は、同法第３条に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとされている（同法第４条）。

特に、国は、国内における日本語教育の機会の拡充に関する基本的施策として、外国人等である幼児・児童・生徒等、外国人留学生等、外国人等である被用者等及び難民に対する日本語教育、地域における日本語教育並びに国民の理解と関心の増進について、それぞれ必要な施策を講ずるものとされている（同法第12条～第17条）。

地方公共団体においても、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされ（同法第５条）、国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとされている（同法第26条）。

また、地方公共団体は、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を参酌し、その地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとされ（同法第11条）、この基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとされている（同法第28条）。

外国人等を雇用する事業主[53]も、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとされている（同法第６条）。また、国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとされている（同法第７条）。

特定技能所属機関及び登録支援機関は、１号特定技能外国人に対して「特定技能１号」の

---

[51] 「日本語教室」：専ら住民である外国人等（日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者）に対して日本語教育を実施する事業（日本語教育の推進に関する法律第16条）。大学等機関及び法務省告示機関は含まない（令和元年6月現在）。

[52] うち、人口に占める外国人住民の割合が全国平均（2.22%）以上の市区町村は135団体。

[53] 藤田螺子工業(株)（愛知県）は、工場毎に毎週1回、社員が自ら講師を務めて、技能実習生を対象に、日本語レベルの各級に分かれた少人数制の日本語勉強会を実施している。また、技能実習生は、全員が毎回、「日本語能力試験」（（独法）国際交流基金・（公財）日本国際経済社会支援協会）を受検している。

活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（「１号特定技能外国人支援計画」）に基づき、日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等の日本語学習の機会の提供[54]に係る支援を実施しなければならないこととされている。また、実習実施者（団体監理型の場合は監理団体）が技能実習外国人に対して実施する入国後講習においても、日本語は必須科目である[55]。

文化庁は、日本語教室空白地域を解消するため、「地域日本語教育スタートアッププログラム」において専門家チームの派遣（３年間）を行い、地方公共団体の日本語教室開設を支援している。また、日本語教室の開設が難しい地域において活用できるよう、日常生活に必要な日本語の学習ができる日本語学習サイト「つながるひろがる　にほんごでのくらし」を開発・公開[56]するとともに、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツに関するポータルサイト「ＮＥＷＳ」の運用を行っている。

また、文化庁は、「生活者としての外国人」の日本語学習機会を確保し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指して、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により、都道府県・政令指定都市が関係機関等と有機的に連携しつつ行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりについて、支援している[57]。

地方公共団体に求められる取組

ア．日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。

必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）の活用も検討する。

---

[54] 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第5号）第3条第1項第1号ヘ）。

[55] 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第3号）第 10 条第2項第7号ロ(1)。

[56]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 91。

[57]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 90。

（３）生活オリエンテーションの実施

現状

近年、地方公共団体において、地域に出向いて、外国人住民に対する生活オリエンテーションを実施する事例が見られる（表８）。

表 8 地方公共団体における生活オリエンテーションの最近の事例

地方公共団体	生活オリエンテーションの取組概要
神奈川県愛川町	・町職員と外国語通訳が地域や職場等へ出向き、日常生活に必要な情報交換や、日頃の悩み等への相談に応じる外国人住民向け出前講座を実施。
広島県東広島市	・新たに市内で生活を開始する外国人住民を対象に、地域社会で生活する上で必要となる行政情報や、ごみの出し方等の生活情報について、オリエンテーションを実施。

（備 考）1.愛川町 HP「外国籍住民のための出前講座 Daily living consult for foreigners」[https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/foreigners/1566778332208.html]及び東広島市 HP「外国人生活オリエンテーションのご案内（事業者向け）」[https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seisakukikaku/1/2/20540.html]を基に作成。

総務省が実施したアンケート調査[58]によると、地方公共団体における外国人住民に対する地域生活開始時のオリエンテーションの実施割合は約９％である。

国の施策

特定技能所属機関及び登録支援機関は、１号特定技能外国人に対して「１号特定技能外国人支援計画」に基づき、生活オリエンテーション[59]に係る支援を実施しなければならないこととされている。

総務省は、市町村が地域に出向いて行う生活オリエンテーションの実施に要する経費について、令和２年度から新たに地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア．生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。その際、地域の自治会やＮＰＯ等との連携を図ることにも留意する。

イ．日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供する。

[58] 総務省が平成 30 年度に都道府県、政令指定都市及び外国人比率の高い 469 市区町村（計 536 団体）を対象に実施。

[59] 本邦入国後、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第5号）第3条第1項第1号ニ）。

２．生活支援

（１）教育機会の確保

現状

在留外国人数の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加している（図 10）。

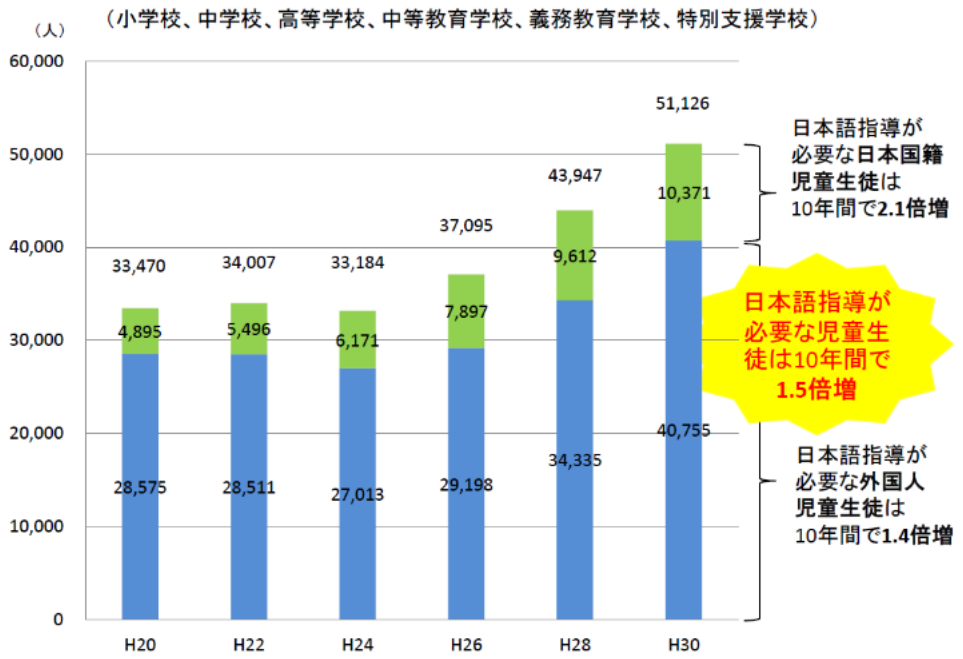

図 10　公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

（出典）令和2年3月 17 日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料（文部科学省）

また、これらの児童生徒の母語は多様化している（図 11）。

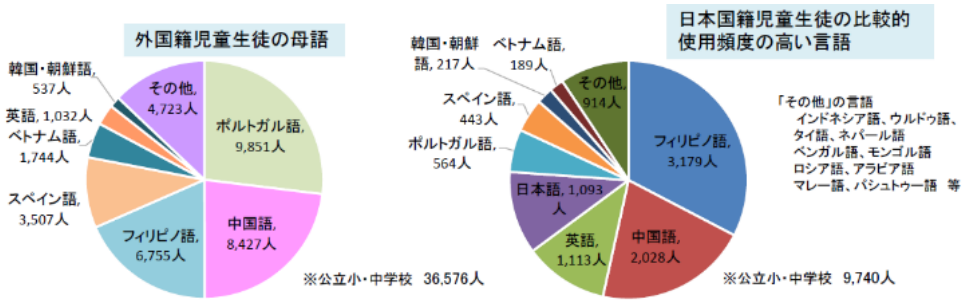

図 11　外国籍児童生徒の母語等

（出典）令和2年3月 17 日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料（文部科学省）

外国人の子供については、従来、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」（昭和 54 年条約第６号）や「児童の権利に関する条約」（平成６年条約第２号）を踏まえて、教育を受ける機会を保障する観点から、公立の義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受け入れている。

一方、学齢相当の外国人の子供のうち約２万人が就学していない可能性がある又は就学状

況が確認できていない状況にあることが明らかとなり[60]、就学状況の把握や就学促進が課題である（図 12）。

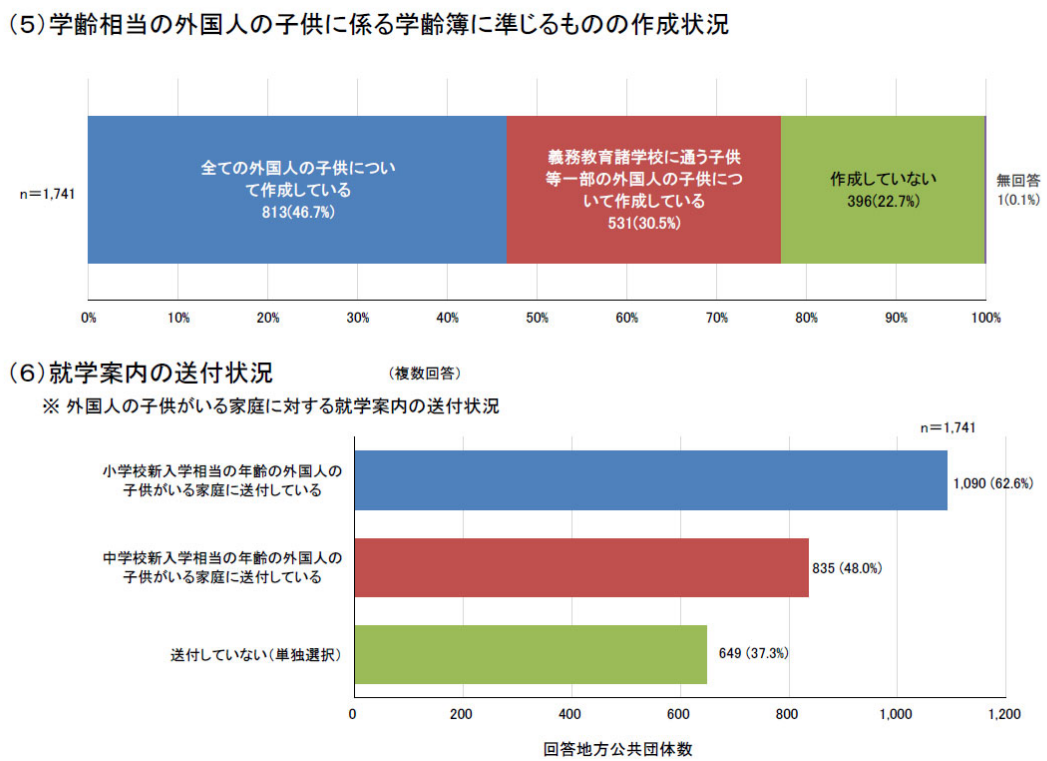

図 12 就学案内の実施状況等

（出典）令和2年3月 17 日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料（文部科学省）

日本語指導が必要な高校生等においては、中途退学率が高いこと、大学等への進学率が低いこと及び就職者における非正規就職率が高いことが明らかになっており、高等学校進学が促進されるよう、公立高等学校入学者選抜における配慮の実施と共に、入学後の日本語指導や学習面・生活面の支援、キャリア教育や進路指導の充実[61]を図ることが課題である（表 9）。

[60] 就学していない可能性がある又は就学状況が確認できていない学齢相当の外国人の子供の数：19,471 人（文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月調査））。

[61] 文部科学省は、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、中学校・高等学校段階の外国人生徒等に対する進路指導・キャリア教育の推進や日本語指導の充実、高等学校と NPO 等が連携して実施する包括的な支援（生活相談や心理サポート等）等の地方公共団体の取組を補助している。

表 9　平成 29 年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

1．中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等（特別支援学校の高等部は除く）	3,933	378	9.6%
全高校生等（特別支援学校の高等部は除く））	2,295,416（※1）	28,929（※3）	1.3%

2．進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等（※4）に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315（※2）	533,118（※2）	71.1%

（※4）短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等（全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ）	245	98	40.0%
全高校生等（全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ）	158,135（※2）	6,746（※2）	4.3%

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職（・帰国）していない生徒数（不詳、死亡は除く）	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315（※2）	50,373（※2）	6.7%

（出典）令和2年3月 17 日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料（文部科学省）

公立高等学校入学者選抜における外国人生徒に対する配慮について、のべ 40 道府県が、試験教科の軽減、学科試験の不実施等を実施している。また、14 都道府県が、特別定員枠の設定を実施している[62]。

夜間中学は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の教育を受ける機会を保障するために重要な役割を果たしており、外国人等で日本語の学習を希望する者も含めて教育を行っている。現在、夜間中学は、10 都府県 28 市区に 34 校設置されているが、文部科学省は、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催等を通じてその促進を図っている[63]。

また、外国人児童生徒等が半数近くを占めるような学校もある中、例えば、クラブ活動の時間を活用し、日本人も外国人も共に多様な言語や文化に触れる機会を設ける、運動会や昼休みに児童生徒が多言語の放送を行うなど、お互いの文化的背景を理解し共に学び会うことに資するような取組事例がある。

国の施策

文部科学省は、「日本語教育の推進に関する法律」により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和２年７月１日）を策定し、地方公共団体が講ずべき事項について、指針を示している[64]。

[62] 文部科学省「平成 31 年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」。
[63] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 94。
[64] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 110。

就学状況の把握について、市区町村教育委員会において、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行うＮＰＯ等の団体と連携し、学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握すること、外国人学校等も含めた就学状況を把握することを推進する必要があることを示している。

また、外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内等を徹底する必要があることを示している。なお、文部科学省と出入国在留管理庁は、連携して、在留資格審査に当たって子供の就学状況の確認に努めるなど外国人保護者に対し子供の就学を促す取組を推進することとしている[65]。

さらに、学校への円滑な受入れについて、就学校の決定に伴う柔軟な対応、障害のある外国人の子供の就学先の決定、受入れ学年の決定等、学習の機会を逸した外国人の子供への受入れ促進、学齢を経過した外国人への配慮、高等学校等への進学の促進について、地方公共団体のとるべき対応を示している。

文部科学省は、公立学校における外国人児童生徒等の受入れ・指導体制の構築を支援するため、制度面から、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施を可能とする制度改正[66]、日本語指導のための教員の基礎定数化[67]等を行っているほか、指導体制構築等に係る補助事業[68]、集住地域・散在地域における先進的な教育プログラムの開発[69]、夜間中学の設置に係る補助事業[70]、外国人児童生徒等教育の推進等に係る助言を行う「外国人児童生徒等教育アドバイザー」派遣等を実施している[71]。加えて、地方公共団体における外国人の子供の就学状況把握、就学促進の取組に係る補助事業[72]を実施している。

文部科学省は、教育委員会等の取組の参考となるよう、「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（令和２年３月）別添参考資料）において、優良事例の概要や事例から抽出した取組のポイントを示している。

国内に存在する外国人の子供の教育を担う教育施設（いわゆる外国人学校）については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条に定める各種学校として設置[73]されている事例も多い。各種学校の設置認可に係る審査基準は、各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31

---

[65] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 110。

[66] 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第2号）及び学校教育法施行規則第 56 条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第1号）。

[67] 従来、加配定数であった日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数を令和8年度までの 10 年間で計画的に基礎定数化することとしている（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第5号））。

[68] 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」：都道府県、指定都市及び中核市に対して、校内の支援・指導体制の構築（日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICT を活用した教育・支援、高校生等に対する包括的な教育・支援等）を補助。

[69] 「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」。

[70] 「夜間中学の設置促進・充実事業」。

[71] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 108。

[72] 「定住外国人の子供の就学促進事業」：都道府県、市区町村等に対して、校外での就学支援の推進（日本語指導・教科指導・母語指導、就学状況・進学状況に関する調査、生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等）を補助。

[73] 外国人学校は、各種学校として設置することにより、補助金や税制面での利点に加えて、対外的信用度が増し、教育環境の改善につながるとの指摘がある（文部科学省外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査報告書」（平成 24 年1月））。

号）を満たす範囲で各都道府県が独自に定めており、文部科学省は、外国人の子供の教育環境を整備する観点から、都道府県に対し、当該設置認可要件の弾力的な取扱い[74]を促している。

地方公共団体に求められる取組

ア．就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。また、学校教育法第１条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握する。

イ．就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。

外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。就学案内に対して回答が得られない場合は、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めることも検討する。

ウ．就学校・受入れ学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行う。

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討する。

エ．日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」（平成 31 年３月文部科学省）等を参考に、外国人の子供の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。

日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

オ．地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ

[74] 外国人の子供の教育環境を整備する観点から、各種学校設置認可等にあたり、インターナショナルスクール等を対象として、校地・校舎の借用や、運用資産等に関し弾力的な要件を認める等の取組を、地域の実情に応じ積極的に検討するよう求めている（「インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置認可等の促進について」（平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省大臣官房国際課長・生涯学習政策局長通知））。

等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくＮＰＯ等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進する。

カ．不就学の子供への対応

学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人の子供の実態を把握した上で、外国人の子供が未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子供に対する支援等の取組を講じる。その際、地域のＮＰＯ等との連携を図ることにも留意する。

学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置する。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努める。

キ．進路指導・キャリア教育

外国人生徒の高等学校・大学等進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を実施する。

特に、外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進する。

ク．全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍や民族等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。

ケ．外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い

外国人学校を各種学校又は準学校法人として設置認可の際の校地及び校舎等の自己所有要件等の審査を行うに当たって、地域の実情に応じて、より弾力的な取扱いについて配慮する。

コ．幼児教育制度の周知・多文化対応

保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子供の幼児教育に取り組む。

サ．学齢を経過した外国人への配慮

外国又は本邦において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討する。

また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。

（２）適正な労働環境の確保

現状

外国人労働者数は、令和元年 10 月末時点で約 166 万人となり、直近 10 年間で約 2.9 倍に増加している（図 13）。

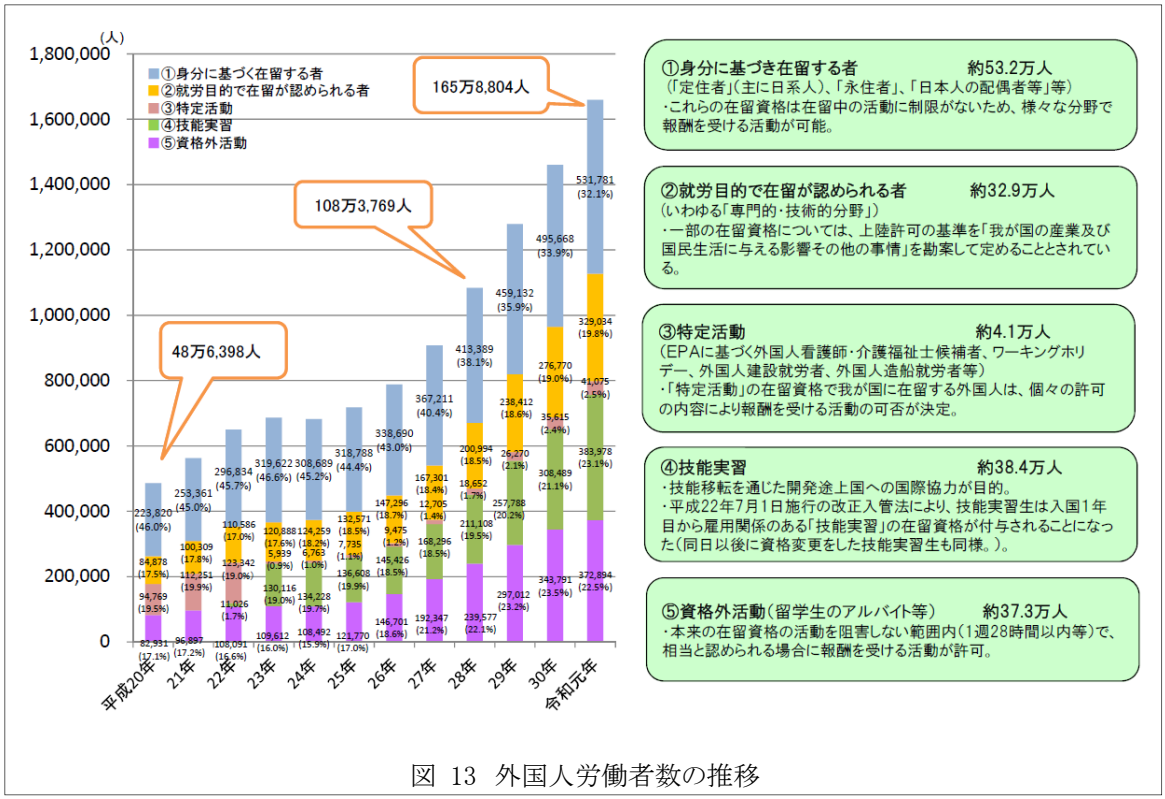

図 13 外国人労働者数の推移

（出典）出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

平成 31 年４月には、新たに在留資格「特定技能」が創設され、今後円滑かつ適正な受入れが進められる見通しである。

国の施策

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たって、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとされ[75]、基本方針[76]及び分野別運用方針[77]において、措置の内容を具体的に規定している。

国は、地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援[78]、外国人在留支

[75] 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）附則第2条。
[76] 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）。
[77] 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和2年2月 28 日閣議決定）。
[78] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号8。

援センター（ＦＲＥＳＣ）[79]における外国人からの相談対応[80]、地域のハローワークにおける就職支援等[81]を実施することとしている。

法務省、厚生労働省等は、技能実習制度の更なる適正化に向けて、平成 29 年 11 月に施行された新たな制度の運用も見守りつつ、不正行為に対して厳正に対処していくこととしている[82]。

厚生労働省は、定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした「外国人就労・定着支援研修事業」を実施している。

地方公共団体における取組について、国は、介護分野におけるマッチングに対する財政支援[83]、ハローワークとの連携によるモデル事業[84]、「地方創生推進交付金」による自主的・主体的で先導的な取組に対する支援[85]を実施している。

都道府県労働局は、地方公共団体と雇用対策協定に基づく外国人の就労支援についての取組等を実施している。

特定技能所属機関は、１号特定技能外国人に対して「特定技能１号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援[86]の実施に関する計画を策定し、当該計画に基づき支援を行う必要がある（図 14）。

---

[79] 外国人在留支援センター（令和2年7月開設）には、出入国在留管理庁（在留支援）、外務省（査証相談）、厚生労働省（労働相談）等が入居。

[80]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 46。

[81]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 143、144、148。

[82]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 138、178～181。

[83]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号8。

[84]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号9。

[85]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 12。

[86] ①事前ガイダンス、②出入国する際の送迎、③住居確保・生活に必要な契約支援、④生活オリエンテーション、⑤公的手続等への同行、⑥日本語教育の機会の提供、⑦相談・苦情への対応、⑧日本人との交流促進、⑨転職支援（人員整理等の場合）及び⑩定期的な面談・行政機関への通報（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第3条第1項）

図 14　1号特定技能外国人に対する支援の実施に関する計画の概要

（出典）出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

地方公共団体に求められる取組

ア．就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携して就業支援を行う。

また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、地域の実情に応じて、地域の企業に対する制度の周知、地域の企業とのマッチング支援、地域における受入れ環境の整備、地域に就労することのメリットの周知等を実施する。

イ．就業環境の整備促進

商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、地域の企業と協議の場を持つこと等を通じて、社会保険への加入等の外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域社会の構成員としての社会的責任について啓発する。

なお、現行制度上、１号特定技能外国人及び技能実習外国人について、特定技能所属機関、登録支援機関、監理団体及び実習実施者と地方公共団体が情報共有や連携を行うこととされていないが、これらの外国人についても、行政サービスを受ける地域住民として、その実態や課題が地方公共団体に適切に把握されるよう、情報共有や連携のあり方について、検討する必要がある。

ウ．起業支援

起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等を行い、外国人住民の起業を支援する。

（３）災害時の支援体制の整備

現状

近年、自然災害が多発・激甚化している中、外国人住民数は令和元年末現在で約 293 万人[87]、訪日外国人数についても令和元年の総数は約 3,188 万人[88]といずれも過去最高を更新しており、外国人が被災者となり避難所等で支援を受けるケースが増加している。例えば、平成 28 年（2016 年）４月に発生した熊本地震では、熊本市国際交流会館に開設された外国人避難対応施設に避難した外国人は一時的に 100 人を超えた[89]ほか、平成 30 年（2018 年）９月に発生した北海道胆振東部地震では、札幌市が開設した観光客向け避難所に３日間で延べ 3,000 人以上が避難し、そのうち約６割が外国人であった[90]。

外国人被災者への支援については、災害発生時に国際交流や生活相談等の対応実績のある地域国際化協会と地方公共団体が連携して「災害多言語支援センター」を設置する等の対応を実施している。都道府県・指定都市の地域国際化協会と地方公共団体との災害時の外国人支援に係る連携体制の確保方策については、協定の締結によるもののほか、地域防災計画に災害時に地方公共団体と地域国際化協会とが連携して外国人支援を行うことを明記すること等により個別に連携をとって対応している。

また、大規模災害発生時に外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の支援を円滑に推し進めるため、地域国際化協会間の広域的な相互支援の枠組みが整備されており、具体的には、全国に６ブロックある各地域ブロック内の協会間の相互支援協定及び地域ブロック間の広域支援協定[91]がそれぞれ締結済である（図 15）。

---

[87] P. 5図1参照。

[88] P. 8表2参照。

[89] 2016 熊本地震外国人被災者支援活動報告書「多文化共生社会のあり方～未来へ、つながりの大切さ～」(平成 28 年 10 月 10 日　一般財団法人熊本市国際交流振興事業団発行)。

[90] 観光庁「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会(第 1 回)資料9」(令和元年 10 月 29 日)。

[91] 「地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援に関する協定」(平成 25 年 11 月 27 日締結)。

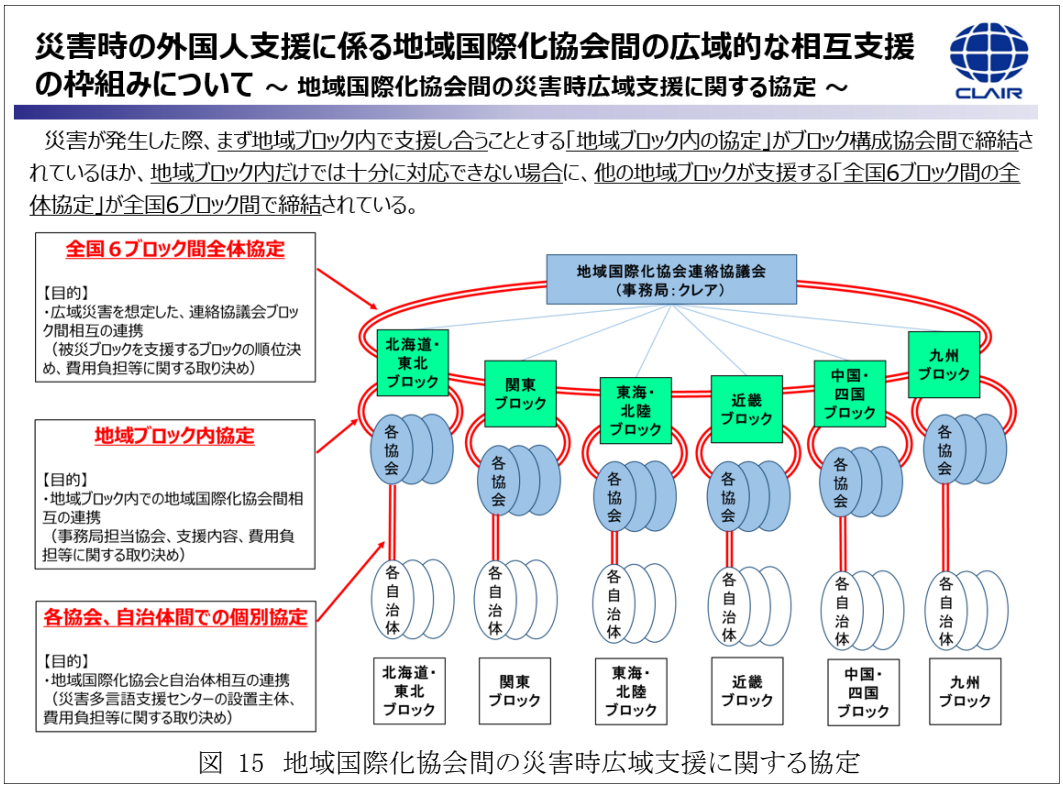

図 15 地域国際化協会間の災害時広域支援に関する協定

（出典）令和2年5月15日第5回多文化共生の推進に関する研究会資料（（一財）自治体国際化協会）

国の施策

外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、消防庁及び気象庁は防災・気象情報に関する多言語辞書（14 か国語）の作成及び気象庁ホームページの多言語化を実施[92]したとともに、観光庁は多言語辞書の「Safety tips[93]」への反映を行った。

内閣府は、平成 31 年３月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語による防災情報の提供については「Safety tips」等の活用や、市区町村の防災情報のホームページ等の多言語化が重要であることを明記した。

消防庁は、外国人からの 119 番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めている。また、外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図っている[94]。

総務省は、災害情報等が配信される緊急速報メールの外国語表示について機能向上に取り組んでいる。

また、総務省は、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーデ

[92] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 73。
[93] 「safety tips」：観光庁監修の下開発された、緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難勧告等を通知するアプリ。
[94] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 76。

ィネーター」の養成研修を平成 30 年度から実施[95]しており、令和元年度までに 129 名が受講している。なお、防災基本計画（令和２年５月 29 日中央防災会議修正）に、総務省が研修を通じて災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図ることが明記されている。

総務省は、都道府県及び市町村が行う災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費について、令和２年度から新たに地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア．外国人に関する防災対策の推進

訪日外国人及び外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人の数も増加しており、外国人に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人に関する防災対策について、防災基本計画及び防災業務計画等を踏まえて各地方公共団体の地域防災計画への位置付けを含めて推進する。

イ．多言語支援のための応援体制の整備

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行う。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。

また、ＮＰＯ等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討する。

なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要がある。

ウ．外国人住民の所在把握

要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時から的確に把握しておく。

エ．自主防災組織等への外国人住民の参画促進

高齢化率が過去最高を更新する[96]中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけではなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっている。こうした状況を踏まえ、外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進する。

オ．外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ

[95]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 74。
[96] 令和元年9月 15 日現在推計 28.4%(総務省統計局HP)。

等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやＳＮＳ等により多言語での情報発信を実施する。

また、通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働について、地方公共団体における防災部門と多文化共生施策担当部門の連携をはじめとして、ＮＰＯ等や地域の自主防災組織等、多様な民間主体との連携・協働を図る。

カ．外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備

大規模災害発生時には、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である「災害多言語支援センター」を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。

なお、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用促進のため、総務省において研修受講者名簿の共有方法の検討を行う等、研修受講者が災害発生時に災害時外国人支援情報コーディネーターとして広域的に活動できる方策の検討が必要である。

キ．避難所における外国人被災者の感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期すことが重要になっていることから、令和２年４月に内閣府・消防庁・厚生労働省より地方公共団体に対して発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知[97]等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備え、これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容からの変更（密集等を避けた避難方法や避難場所の分散等）については、多言語化した防災マップへの記載等により速やかに広報を行う。

また、多言語対応ができる感染症患者受入可能病院等の把握や遠隔医療通訳等の体制の確保等、避難所で外国人被災者が感染症に罹患した場合に備えた取組を推進する。

（４）医療・保健サービスの提供

現状

全国の病院の 53.3%、拠点的な医療機関[98]の 82.3%で、外国人患者を受け入れた実績がある（図 16）。

[97] 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長通知）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長事務連絡）。

[98] 「拠点的な医療機関」:「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受診体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成 31 年3月 26 日付け厚生労働省医政局総務課長等通知）に基づき、都道府県によって選出された医療機関。

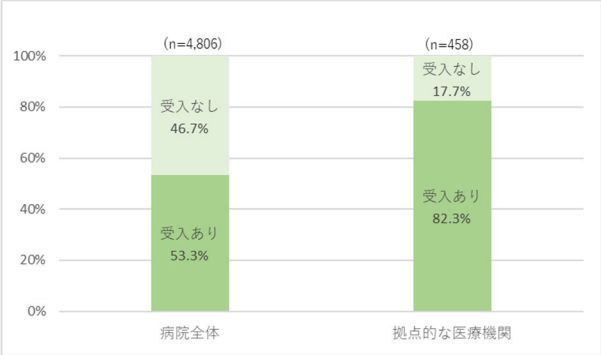

図 16 外国人患者の受入実績

（出展）厚生労働省「令和元年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」

総務省が実施したアンケート調査によると、医療に関する支援の実施状況は、医療・保健・福祉に関する情報の多言語化が 41.8%、医療機関への通訳の派遣が 15.2%、電話通訳の活用が 17.7%、予防接種や子育て支援等に関する情報提供が 50.2%であり、それぞれ取組が進みつつある（表 10）。

表 10 地方公共団体における医療に関する支援の実施状況

多言語化対応の取組	都道府県 (47 団体)	指定都市 (20 団体)	その他市 (336 団体)	特別区 (23 団体)	町 (169 団体)	村 (42 団体)	計 (637 団体)
医療・保健・福祉に関する情報の多言語化	34 (72.3%)	18 (90.0%)	162 (48.2%)	13 (56.5%)	34 (20.1%)	5 (11.9%)	266 (41.8%)
医療機関への通訳の派遣	23 (48.9%)	9 (45.0%)	55 (16.4%)	1 (4.3%)	8 (4.7%)	1 (2.4%)	97 (15.2%)
電話通訳の活用	25 (53.2%)	9 (45.0%)	60 (17.9%)	4 (17.4%)	14 (8.3%)	1 (2.4%)	113 (17.7%)
予防接種や子育て支援等に関する情報提供	18 (38.3%)	17 (85.0%)	206 (61.3%)	16 (69.6%)	59 (34.9%)	4 (9.5%)	320 (50.2%)

（備 考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村（計 637 団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。
2.括弧内は実施割合。

地方公共団体においては、対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（ＡＩ通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の医療機関で必要な医療通訳を確保している事例も見られ、特に、ＩＣＴを活用することにより、移動距離・時間や人材不足といった課題を克服できる可能性がある（表 11）。

表 11 特徴的な医療通訳確保の取組

事例	概要	具体的取組
あいち医療通訳システム協議会	・愛知県、(公社)愛知県医師会、(一社)愛知県病院協会、(一社)愛知県歯科医師会、(一社)愛知県薬剤師会、(公社)愛知県看護協会、愛知県立大学、名古屋外国語大学、県内市町村が参加。	・医療通訳の派遣(事前予約) ・電話通訳提供(24 時間・365 日) ・翻訳 ・医療通訳育成
Be. Okinawa インバウンド医療通訳	・沖縄県が主体となり、県内の医療機関へ電話医療通訳を提供。救急指定病院には、映像通訳を提供。 ・医療通訳派遣、医療機関相談窓口、外国人観光客向け相談窓口等も対応。	・映像医療通訳提供 ・電話通訳提供(24 時間/365 日) ・翻訳 ・医療機関向け対応相談窓口 ・外国人観光客向け相談窓口 ・医療機関向け通訳相談窓口 ・AI通訳アプリ提供

(備 考)1.令和2年1月 31 日第3回多文化共生の推進に関する研究会資料((株)ブリックス)を基に作成。

また、国際交流協会やＮＰＯ等が主導して医療通訳派遣に取り組む動きも全国各地に見られる。

市区町村は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者を対象として、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の「健康増進事業」[99]を実施している。

国の施策

厚生労働省は、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を目指して、電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し、地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を進めている[100]。

また、厚生労働省は、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進めている[101]。

厚生労働省は、医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進することとしている。また、通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを周知している[102]。

厚生労働省は、「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を公開して、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図るとともに、医療通訳の質の向上を図るため「医療通訳認証の実用化に関する研究」を実施している[103]。

厚生労働省は、都道府県が公表する薬局に関する情報について、全国統一的な検索サイト

[99] 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第1項及び第 19 条の2。
[100] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 64。
[101] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 65。
[102] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 66。
[103] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 67。

を構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図ることとしている[104]。

厚生労働省は、外国人についても、「予防接種法」（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象に位置付けている。また、中長期間滞在することとなる外国人に対し、入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（13 か国語）で周知しているほか、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進めることとしている[105]。

総務省は、市町村が行う医療情報を含む行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、令和元年度から地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア．医療機関における多言語対応

対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（ＡＩ通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の実情に応じて、医療機関で必要な医療通訳の体制を確保する。

また、広域的な医療通訳派遣システム（電話・映像通訳を含む。）を構築し、外国人住民に係る医療通訳のニーズと、広域に存在する医療通訳に係る人的資源の効果的なマッチングを図る。国際交流協会、ＮＰＯ等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討する。

イ．医療機関における文書等の多言語化

医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるようにする。

ウ．外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域の多言語対応が可能な病院や薬局については、ホームページ等により、外国人住民へ積極的に情報提供を行う。

エ．健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行う。

（５）子ども・子育て及び福祉サービスの提供

現状

外国人住民についても、地方公共団体等が提供する様々な子ども・子育てや福祉のサービスの対象となっている（表 12）。

[104] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 68。
[105] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 70。

表 12 外国人を対象とする子ども・子育て及び福祉のサービス

項目	サービス	備考
妊娠	母子健康手帳の交付	
	妊婦健康診査	
	保健師・助産師等による訪問指導	・家庭生活や食事等の指導 ・妊娠・出産に関する不安や心配に対する相談 ・新生児の育児に関する相談
	母親・父親（両親）学級	
出産・育児に係る各種手当て	出産育児一時金	・健康保険や国民健康保険の加入者
	出産手当金	・健康保険の加入者
	育児休業給付金	・雇用保険の加入者
	児童手当	
育児	乳幼児健康診査	
	予防接種	
	保育所・幼稚園・認定こども園等	
	ファミリー・サポート・センター	・保育施設の送迎、一時預かり等の援助
年金	国民年金又は厚生年金保険	・社会保障協定の相手国[106]との加入期間の通算あり ・脱退一時金[107]の支給あり
福祉	介護サービス	・介護保険の加入者
	障害福祉サービス	
	生活保護	・永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等及び定住者等[108]
	生活困窮者自立支援制度	

（備 考）1. 出入国在留管理庁「生活・就労ガイドブック（第2版）」（令和元年 10 月）を基に作成。

国の施策

厚生労働省は、外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市区町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人の子育て家庭に対する相談対応、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進することとしている[109]。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援を実施している。

厚生労働省は、外国人の妊産婦が、母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について、地方公共団体へ周知することとしている[110]。

（国研）情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）は、地方公共団体の窓口業務に対応した多言語音声翻訳システムの実証実験を行い、各地方公共団体において、子ども・子育てや福祉のサー

[106] 20ヵ国との社会保障協定が発効済。
[107] 短期滞在の外国人に対して、被保険者であった期間に応じて支給される。令和3年4月に、支給上限が3年から5年に引き上げられることとされている（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 40 号））。
[108] 生活保護制度は、憲法第 25 条に基づき日本国民が対象であるが、適法に国内に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法に準じた取扱いがされている。主な在留資格として、①出入国管理及び難民認定法別表第2の在留資格を有する者（永住者、定住者、永住者の配偶者等及び日本人の配偶者等）、②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者及び③出入国管理及び難民認定法上の認定難民が対象とされている。
[109] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 72。
[110] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 103。

ビスも含めて、多言語音声翻訳システムの導入・利活用が進んでいる[111]。

総務省は、市町村が行う子ども・子育てや福祉に関する情報を含む行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、令和元年度から地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア．サービスの利用促進

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続について、多言語による情報提供を行う。

また、住民基本台帳を活用するなどして、子ども・子育てや福祉サービスを必要とする外国人住民やその世帯（複数国籍世帯[112]を含む。）の把握に努める。

イ．サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。また、保育における多文化対応にも留意する。

多言語対応については、ＩＣＴを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。

（６）住宅確保のための支援

現状

外国人は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）により「住宅確保要配慮者」と定義され[113]、同法の規定に基づく居住支援等の対象である（表 13）。

---

[111] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 50。

[112] 「複数国籍世帯」：外国人と日本人で構成する一の世帯。

[113] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第6号及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第3条第1号。

表 13 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく外国人に対する居住支援等

実施主体	支援内容	備考
賃貸人	・住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅[114])の登録	登録戸数:20,424 戸(令和2年1月 31 日現在)
居住支援法人[115]	・登録住宅の入居者への家賃債務保証 ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守り等の生活支援 等	法人数:279 者(40 都道府県)(令和2年1月 31 日現在)
居住支援協議会[116]	・民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・あっせん ・住宅相談サービス(相談会開催、相談員配置) ・家賃債務保証制度等の紹介 等	設立数:94 協議会(47 都道府県、47 市区町)(令和2年1月 31 日現在)
国・地方公共団体	・公的賃貸住宅の供給の促進 ・家賃低廉化に係る補助[117] ・家賃債務保証料の低廉化に係る補助[118]	

国土交通省が実施した調査によると、賃貸人の 71.4%が外国人の入居に拒否感を持ち、16.3%が募集時に外国人の入居を制限している（図 17）。

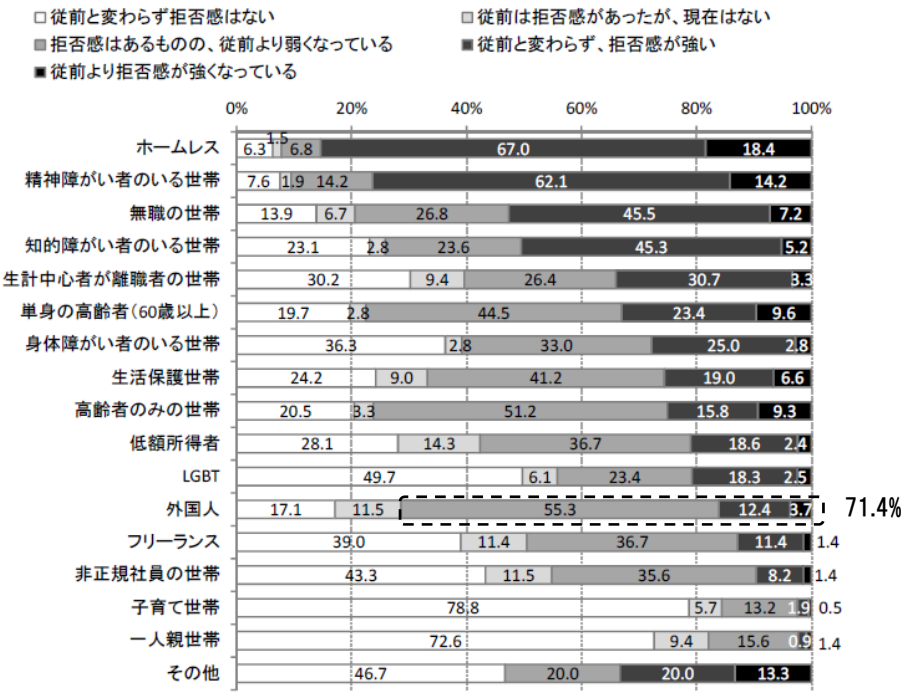

図 17 賃貸人の意識

（出典）(公財)日本賃貸住宅管理協会「家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書」(平成 31 年3月)

[114] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条。

[115] 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であって、基準に適合すると認められ、都道府県知事の指定を受けたもの(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条)。

[116] 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者等は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織することができる(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 51 条)。

[117] 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金。対象:大家等が行う家賃低廉化に要する費用。補助率:国1／2＋地方1／2(国費限度額:2万円／戸・月)。

[118] 対象:家賃債務保証会社等の入居時の家賃債務保証料。補助率:国1／2＋地方1／2(国費限度額:3万円／戸・月)。

また、法務省が実施した調査によると、外国人住民の 39.3%が、外国人であることを理由に入居を断られた経験がある[119]。

国の施策

国土交通省は、地方公共団体に対して、公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて、次のとおり、地域の実情を勘案し、適切に対応するよう要請している[120]。

ⅰ中長期在留者については、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認めること

ⅱ外国語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努めること

ⅲ登録支援機関や居住支援協議会等の関係機関と連携し、外国人の居住の安定の確保に努めること

また、国土交通省は、居住支援協議会に対して、外国人材の受入れ・共生に係る居住支援について、次の事項を要請している[121]。

ⅰ外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等、外国人に対する居住支援の更なる推進・強化について検討・協力すること

ⅱ受入れ機関、登録支援機関、一元的相談窓口及び不動産関係団体に対して、居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録セーフティネット住宅等に関する積極的な情報提供等を通じた連携をすること

ⅲ国が作成したガイドライン[122]やガイドブック、不動産関係団体が設置する無料相談窓口を活用すること

特定技能所属機関及び登録支援機関は、「１号特定技能外国人支援計画」に基づき、適切な住居[123]の確保に係る支援を実施することが必要である。また、監理団体又は実習実施者は、技能実習外国人のための適切な宿泊施設[124]を確保することが必要である。

総務省は、市町村が実施する、地域に出向いて行う生活オリエンテーションの実施に要する経費について、令和２年度から新たに地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア．外国人住民に対する公営住宅の供給

---

119 法務省「外国人住民調査報告書」(平成 29 年6月)。

120 「公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」(平成 30 年 12 月 25 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)。

121 「外国人材の受入れ・共生に係る居住支援について(要請)」(平成 30 年 12 月 25 日付け国土交通省住宅局安心居住推進課長通知)。

122 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」。14 カ国語で、契約時に役立つ各種チェックシートや、「入居申込書」、「重要事項説明書」、「賃貸住宅標準契約書(平成 30 年3月版)」、「定期賃貸住宅標準契約書(平成 30 年3月版)」等の見本も掲載している。

123 居室の広さは，一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し，1人当たり 7.5 ㎡以上を満たすことが求められる(法務省編「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」)。

124 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 14 条第1項第1号。寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり 4.5 ㎡ 以上を確保すること等(出入国在留管理庁・厚生労働省編「技能実習制度運用要領」)。

外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認める。また、多言語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努める。

イ．外国人住民に対する居住支援の推進

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多言語で提供する。

地域の実情に応じて、居住支援協議会の設立、外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等を含めて必要な施策を検討し、外国人住民に対する居住支援を推進する。

また、居住支援協議会、居住支援法人、受入れ機関、登録支援機関及び不動産関係団体等と連携を図る。

ウ．住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、ＮＰＯ等と連携して構築する。

エ．自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、ＮＰＯ等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進する。

オ．外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置する。

（７）感染症流行時における対応

現状

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、感染者数は 2,150 万人超、死亡者数は 76 万人超に上る（令和２年８月 17 日時点）。

国内では、令和２年（2020 年）３月下旬以降、感染が急速に拡大し、政府は、令和２年４月７日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発出した[125]。

こうした中、すべての都道府県、指定都市、中核市及び外国人集住都市会議構成団体（13 市町）において、新型コロナウイルス感染症に関して、多言語による「情報提供」及び「相談受付」を実施している[126]。

---

[125] 令和2年5月 25 日に解除。

[126] （一財）自治体国際化協会調べ及び総務省調べ。なお、例えば、（公財）札幌国際プラザは、情報提供及び相談受付に加えて、外国人に対する緊急支援として、寄付を募った上で無償の食料提供を実施している。

また、（一財）自治体国際化協会は、多文化共生ポータルサイトに外国人向けの情報を掲載している。

国の施策

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、出入国在留管理庁は、外国人支援ポータルサイトに、政府が多言語で発出した情報、NHK WORLD-JAPAN 等の情報リソースへのリンクを掲載している。また、外国人及び受入れ機関を対象とする支援策を取りまとめて、やさしい日本語版も含めて、同サイトに掲載している[127]。

出入国在留管理庁は、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援を実施している[128]。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等のため、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援体制等を強化している。また、ハローワークへの来所が困難な場合等に多言語で電話相談を受けられるよう対応している[129]。

日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のコールセンターでは、回線数を増強し、新型コロナウイルス感染症に関する相談や問い合わせに対応している。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）の規定により、国及び地方公共団体並びに国民は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならないこととされている。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う旨を定めるとともに、政府は、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる旨を定めている。

地方公共団体に求められる取組

ア．感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整備する。

情報発信については、背景となる制度の概要等、外国人が内容を理解するために必要な情報を的確に伝達するよう留意する。また、できる限り、多言語での情報発信についても、遅滞なく適時適切に行うよう留意する。

なお、対象地域の限定されない全国共通の情報については、全省庁において「外国人向

[127]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 56。
[128]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 14 及び 24。
[129]「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 148。

けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める」[130]こととしていることを踏まえて、国において、一元的に多言語翻訳を行い、迅速に情報提供や周知を行うことが必要である。

イ．感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。

３．意識啓発と社会参画支援

（１）多文化共生の意識啓発・醸成

現状

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくること等による多文化共生の意識醸成が必要である。

「多文化共生事例集」（平成 29 年３月）では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生等の人材の活用により地域における多文化共生の啓発を進めている事例を紹介している。

また、近年、ヘイトスピーチ[131]と言われる差別的言動が広く認知[132]されている中、一部の地方公共団体において、独自の条例を制定して対処する動きがある（表 14）。

表 14 不当な差別的言動に対処するための条例

団体名	条例名	条例の概要
大阪市	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例 (平成 28 年7月全面施行)	・「ヘイトスピーチ」該当性を、事後に審査会で判断する。 ・ヘイトスピーチに該当すると認めるときは、公表及び拡散防止の措置を講じる。
世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 (平成 30 年4月施行)	・国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いを禁止。 ・文化的違いによる差別について、苦情、意見の申立て、相談をすることができる。
川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 (令和元年7月全面施行)	・本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る禁止規定を設け、違反する場合、勧告、命令、公表することができるほか、命令に違反した者に対する罰則(50 万円以下の罰金)も規定。

国の施策

[130] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 52。

[131] 「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般的に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。」(内閣府「「人権擁護に関する世論調査」の概要」(平成 29 年 12 月))。

[132] ヘイトスピーチを伴うデモ等の認知度:57.4%(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成 29 年 12 月))。

内閣官房及び内閣府は、地域住民と外国人材の交流を促進する事業等について、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組[133]に対して、「地方創生推進交付金」により支援している[134]。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」[135]（平成 28 年法律第 58 号）の規定に基づき、国は不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体に必要な助言その他の措置を講じる責務を有することとされている（同法第４条第１項）。

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされ（同法第４条第２項）、基本的施策として、相談体制の整備（同法第５条）、教育の充実等（同法第６条）、啓発活動等（同法第７条）についても必要な取組を行うよう努めるものとされている。

地方公共団体に求められる取組

ア．地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、ＮＰＯ等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。

イ．不当な差別的言動の解消

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の制定を踏まえ、地域の実情に応じて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むよう努める。

ウ．多文化共生の場づくり

地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、ＮＰＯ等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供したり、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する。

エ．多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。

（２）外国人住民の社会参画支援

現状

外国人住民は、支援される側と捉えられがちな一方、地域社会の一員として日本人住民とともに様々な活動に従事し、住民が主体となる地域運営にも大いに貢献しうる存在と捉えることができる。

---

[133] 技能実習生向け社会科見学の実施（北海道紋別市）、既存の遊休施設を活用した技能実習生の住居（兼交流拠点）の整備(大分県豊後高田市)等。

[134] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 12。

[135] 表現の自由（憲法第 21 条）に配慮し、ヘイトスピーチについての禁止規定を置かずに、理念法として制定された。

「多文化共生事例集」では、外国人住民の協力を得て地域における課題を的確に捉え、外国人住民の地域社会への積極的な参画を促した事例を紹介している。

また、外国人住民が、主体的に、コミュニケーション支援、生活支援等の担い手として活躍する特徴的な事例も見られる（表 15）。

表 15 外国人住民が主体的にコミュニケーション支援、生活支援等の担い手となっている事例

分類	人材・事例	概要
コミュニケーション支援・生活支援	カブレホス セサル氏 (ランゲージワン(株)社員)	・ペルー出身。来日後、幼少より南米コミュニティで周囲の通訳支援を行う。 ・通訳会社に就職し、電話での通訳業務に従事。
	山浦 育子氏 (荒川区職員)	・中国出身。留学生として来日後、結婚・育児を経て、小中学校での国際理解教育・日本語指導、国際交流協会の中国語相談員を経験。 ・現在は、日本語教育等の支援事業の企画・運営を担う。
	NPO法人フィリピノナガイサ (静岡県浜松市)	・在住フィリピン人を対象に日本語教室、日常生活に必要な情報提供を実施。 ・在住フィリピン人女性が中心となって運営し、講師もフィリピン人が務める。
	NPO法人 NO BORDERS (群馬県太田市)	・日系ブラジル人有志が設立し、日系人の子供のために日本語・教科学習の支援を実施。 ・町内の高齢者施設への訪問や夏祭り参加等、日系人の子供たちと地域社会との交流の機会も設けている。
	総社市外国人防災リーダー (岡山県総社市)	・19 名(ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベトナム1名)の外国人防災リーダーが、“支援する側”として活動。 ・訓練・研修参加、多言語防災カード作成、西日本豪雨災害時の救助活動等を実施。
コミュニティ活動・地域活動参画	NPO法人 ABT 豊橋ブラジル協会 (愛知県豊橋市)	・ブラジル人の自助組織として設立。 ・日本語教室・母語教室、相談業務、日本人向けポルトガル語教室等を実施するほか、インターネットラジオを運営。

(備 考)1.(一財)自治体国際化協会『自治体国際化フォーラム』、総務省「多文化共生事例集」(平成 29 年3月)等を基に作成。

国の施策

内閣官房及び内閣府は、外国人コミュニティにおけるリーダー等の担い手の育成、外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等について、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組[136]に対して、「地方創生推進交付金」により支援している[137]。

総務省は、令和元年度から「多文化共生地域会議」を開催し、外国人住民の社会参画支援の事例も含めて、先進事例の横展開を推進している。

地方公共団体に求められる取組

ア．キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の

[136] リーダー発掘を目的とするフットサルイベント開催(福井県越前市)、外国人住民を「国際化推進員」(相談員)として雇用(北海道紋別市)、多文化共生コーディネーター認定制度(広島県安芸高田市)、外国人市民ミーティング・越前市多文化共生推進事業研究会の開催(福井県越前市)、地域・企業・行政による外国人生活基盤支援協議会の構築(福岡県豊前市)等。

[137] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 12。

自助組織を支援する。

災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得る。

イ．外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築する。

ウ．外国人住民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、ＰＴＡ等）への参画を促進する。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮する。

エ．地域社会に貢献する外国人住民の表彰

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいる。そのような活動を評価し、周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進するため、表彰を実施する。

４．地域活性化の推進やグローバル化への対応

（１）外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

現状

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在である。外国人住民を支援の対象として捉えるだけではなく、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、技術の継承、ひいては地域の活性化へつなげていくことは、まちづくりに関し有効なアプローチである。

また、人や商品、資本、情報等のグローバルな動きを、地域の活性化のために積極的に取り込んでいこうとする地方公共団体の動きも見られる。

こうしたことを背景に、「多文化共生事例集」において、外国人住民が主体となるような活動を通じて、地域の活性化に貢献している事例、インバウンド観光の需要の発掘により地域の価値を再発見した事例や、留学生をはじめとする外国人の活躍を通じて、人や企業のグローバルな交流を推進した事例等を紹介している。

特に、外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力を情報発信したり、地域産品を活用して起業を行ったりするなど、地域活性化を担ったり、グローバル化に貢献している事例や人材が、近年広く認知されている（表 16）。

表 16 外国人住民が主体的に地域活性化・グローバル化の担い手となっている事例

分類	人材・事例	概要
起業	齋藤 胡依氏 ((株)ダイコー代表取締役)	・中国出身。群馬県太田市でそば処を開業後、そば粉の製粉業を夫婦で起業し、国内や中国・モンゴル産のそば粉を扱う。 ・そば処の「十割そば」が、平成 26 年に農林水産大臣賞を受賞。 ・そばづくりの学校を設立し、職人育成や開業前後の支援に取り組む。
	阿部 梅子氏 ((有)うめちゃんキムチ本舗代表取締役)	・韓国出身。山形県朝日町(現鶴岡市)の農家の方と結婚。 ・地元料理コンテスト受賞をきっかけに、キムチの生産販売を開始。 ・販路拡大とともに、外国人配偶者を雇用。
	ブシャン アケボノ氏 (あ～りあわらと農園園主)	・インド出身。中学生の時に家族で宮城県内に移住。 ・新規就農し、約 30 種類の有機・無農薬野菜を栽培する農園を経営。
日本文化の継承	フィリップ ハーパー氏 (木下酒造(有)常務取締役)	・英国出身、JET として来日。奈良、大阪、茨城で酒造りの修行を積んだ後、木下酒造(京都府京丹後市)で杜氏を務める。
インバウンド	ロス フィンドレー氏 ((株)NAC 代表取締役)	・オーストラリア出身。来日後スキーのインストラクターとなる。 ・倶知安町移住後、会社を設立し、通年型アウトドア体験観光を事業化。
	クルト 厳蔵氏 (高野山無量光院僧侶)	・スイス出身。仏・独・英・伊の各国語で、高野山の曼荼羅、仏像、ふすま絵、精進料理、仏教行事等を解説し、魅力を紹介。
	ポール クリスティー氏 (Walk Japan CEO 兼 The Japan Travel Company (株)代表取締役社長)	・英国出身。日・英の企業勤務を経て、大分県国東半島を中心に活動。民家、田畑・森林等の再生を手がける。旅行会社「Walk Japan」代表として同社の提供するツアーを通じて、訪日観光客に知られざる日本を紹介。
地域おこし協力隊 OB の定着	カン ユンス氏 (岡山県真庭市 元隊員)	・韓国出身。クラウドファンディングを活用し、空き家を改修して、外国人向け多国籍シェアハウスをオープン。滞在者と地域の交流事業も実施。
	ファビアン イザギレ氏 (栃木県鹿沼市 元隊員)	・コスタリカ出身。愛知県内での映像制作経験を活かして、同市のプロモーション業務に従事。 ・現在は、同市内で映像クリエイターとして独立・起業。

(備 考)1.(一財)自治体国際化協会『自治体国際化フォーラム』、観光庁「VISIT JAPAN 大使」、内閣府「クールジャパン・アンバサダー」等を基に作成。

国の施策

国は、外国人旅行者の受入体制に関する仕組みの構築や、外国人に対する日本の魅力の発信といった優れた取組を行っている定住外国人を「VISIT JAPAN 大使」（観光庁）として任命しているほか、発信力のある日本ファンの外国人に対して「クールジャパン・アンバサダー」（内閣府）として情報発信等の協力を依頼している。

内閣官房及び内閣府は、外国人住民と連携・協働し、地域活性化の推進やグローバル化への対応を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組[138]に対して、「地方創生推進交付金」により支援している[139]。

総務省は、地方公共団体が、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組を推進している。外国人住民が地域おこし協力隊として活躍し、その後地域に定着する優良事例を情報発信している。

[138] 中国人を採用して養殖岩牡蠣の販路開拓・グローバル展開に向けたマーケティング戦略の立案を実施(島根県海士町)等。
[139] 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 12。

地方公共団体に求められる取組

ア．優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキルやノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努める。

イ．地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進する。

ウ．グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図る。

（２）留学生の地域における就職促進

現状

政府は、「留学生 30 万人計画」（平成 20 年 7 月 29 日）において、「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す」との目標を掲げるとともに、卒業生が日本社会に定着し活躍するために、産学官が連携した就職支援など社会全体での受入れを推進し、社会のグローバル化を図ることとしている。

また、人口減少を見据え、経済の活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な外国人材を積極的に呼び込むことが重要であることから、政府は、外国人留学生の国内就職率を５割とする目標[140]を掲げて、「留学生が積極的に我が国を選んで活躍してもらう」ための施策を講じている。

こうした中、海外から来日する外国人留学生は、年々増加し、令和元年（2019 年）５月には 31.2 万人[141]に上っている。

（独法）日本学生支援機構が私費外国人留学生を対象に実施した調査によると、留学の目的について、「日本で働く、もしくは日本企業に就職するため」との回答が 46.2%である（表 17）。

[140] 「日本再興戦略 2016」（平成 28 年6月２日閣議決定）。なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、「ハンドブック（「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月））も活用して採用プロセス及び採用後の待遇の多様化や積極的な情報発信を促し、留学生の起業を促進する在留資格を 2020 年度中に措置すること等により、希望する留学生の大多数が国内で就職し、活躍できる状況の実現を目指す」こととしている。

[141] （独法）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」。

表 17 留学の目的

留学の目的(複数回答)	割合
学位を取得するため	52.5%
就職に必要な技能や知識を身につけるため	49.4%
日本で働く、もしくは日本企業に就職するため	46.2%
国際的な考え方を身につけるため	30.8%
国際的な経験をつんで国際的な人脈を作るため	29.8%
教養を身につけるため	25.9%
日本語の能力を高めるため	22.0%
異文化に接するため	17.2%
良い環境で研究を行うため	9.7%
その他	0.9%
不明	0.2%

(備 考)1.(独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成。
2.平成 29 年度において、留学生総数 267,042 人のうち、私費留学生数は 254,116 人(95.2%)((独法)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」)。

また、留学生の卒業後の進路希望は、「日本において就職希望」との回答が 64.6%に上り、最多である(表 18)。

表 18 卒業後の進路希望

卒業後の進路希望(複数回答)	割合
日本において就職希望	64.6%
日本において進学希望	51.5%
出身国において就職・起業希望	18.4%
日本において起業希望	10.6%
日本・出身国以外の国において進学希望	6.2%
出身国において進学希望	5.7%
日本・出身国以外の国において就職・起業希望	5.2%
まだ決めていない	5.2%
不明	1.0%

(備 考)1.(独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成。

一方、外国人留学生の国内就職率は、約 35%[142]に留まっている。

経済産業省が実施したアンケート調査によると、外国人留学生の就職活動上の課題として、「外国人向けの求人が少ない」、「日本の就職活動の仕組みが分からない」、「日本語による適正試験や能力試験が難しい」等の回答が多い(図 18)。

[142] 平成 30 年度に大学(学部・院)を卒業・終了した者(26,712 人)のうち、国内に就職した者は 9,330 人(34.9%)((独法)日本学生支援機構「平成 30 年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」)。

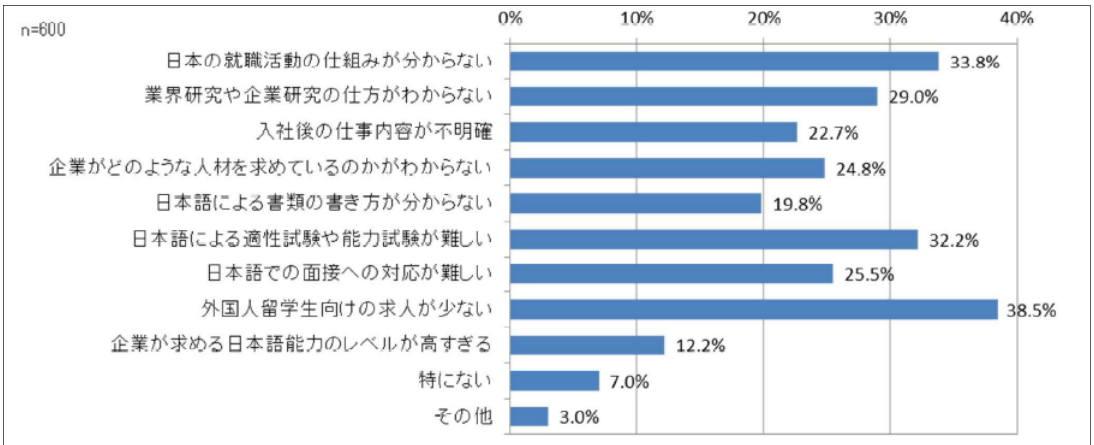

図 18 就職活動中に困ったこと(留学生アンケート(複数選択可))

(出典)経済産業省「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」(平成 27 年3月)

一方、企業からも、就職活動に臨む外国人留学生に改善して欲しい点として、「日本語能力が不十分である」、「日本企業における働き方への理解が不十分である」等の回答が多い(図 19)。

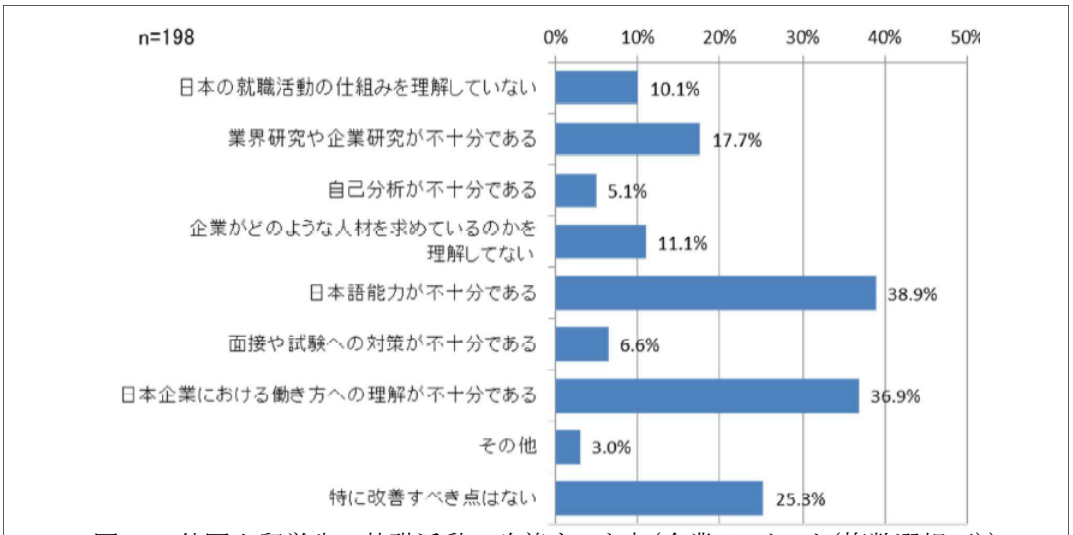

図 19 外国人留学生の就職活動で改善すべき点(企業アンケート(複数選択可))

(出典)経済産業省「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」(平成 27 年3月)

こうした中、地方公共団体においても、留学生に対する就職支援や起業支援に取り組む動き[143]がある。

留学後の苦労やそのうち克服できなかったことについては、「物価が高い」[144]、「日常生活における母国の習慣との違い」、「日本語の習得」、「学校内で日本人学生と交流できな

[143] 留学生の就職支援や起業支援を行うワンストップサービスセンター(「おおいた留学生ビジネスセンター」)の設置・運営(大分県)、留学生と地域企業とのマッチング事業(北九州市)等。

[144] 高等教育機関における平均月収入額(収入を得ている者の平均月額)は、仕送り 7.7 万円(51.0%)、アルバイト 7.3 万円(57.6%)、奨学金 6.1 万円(35.6%)、知人の援助 4.7 万円(2.3%)、配偶者の収入 9.9 万円(1.9%)等。また、高等教育機関におけるアルバイト従事率は 75.5%((独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」)。

い」との回答が多い（表 19）。

表 19 留学後の苦労及び留学後の苦労で克服できなかったこと

項目	留学後の苦労	留学後の苦労で克服できなかったこと
物価が高い	74.0%	54.1%
日常生活における母国の習慣との違い	34.6%	20.3%
日本語の習得	30.7%	16.8%
学校内で日本人学生と交流できない	22.6%	19.2%
宿舎等を探すこと	22.4%	12.9%
英語の習得	17.1%	19.2%
学校の授業についていくこと	13.7%	8.4%
宿舎等におけるルールを守ること	13.7%	8.1%
学校の教員、職員とのコミュニケーションが取れないこと	7.0%	6.4%
その他	4.3%	6.6%
不明	4.8%	11.1%

（備 考）1.（独法）日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成。

国の施策

令和２年度は、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指すとした政府の「留学生 30 万人計画」（平成 20 年７月）の目標年度に当たり、政府において、数値目標の達成状況に加えて、その実態について、大学の教育研究の国際競争力の向上や諸外国に対する知的国際貢献を果たすなどの同計画が掲げている目的に照らして検証を行い、留学生受入れに関する今後の施策について検討を行うこととしている[145]。

文部科学省は、留学生の就職を促進するため、大学が地方公共団体や産業界と連携し、ビジネス日本語、企業文化等キャリア教育、中長期インターンシップといった就職に必要なスキルを一体的に学ぶ環境を創設する取組を支援している[146]。

そのほか、国は、留学生の就職支援として、就職活動等に係る「特定活動」の在留資格適用[147]、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知[148]、ハローワークによる相談支援[149]、インターンシップの充実[150]、セミナー・説明会[151]の開催等を実施することとしている。

地方公共団体に求められる取組

ア．留学生の地域における就職促進

増加を続ける留学生においては、卒業後に国内での就職や起業を希望する者も多い。留学生について、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人

145 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月 17 日閣議決定）
146 文部科学省「留学生就職促進プログラム」。
147 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 114、115 及び 130。
148 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 122 及び 132。
149 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 124。
150 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 126、128 及び 129。
151 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 124、129 及び 132。

材であることを踏まえて、教育機関、企業等と連携し、就職フェアの開催など地域における就職を促進する。

イ．留学生に対する生活支援等

留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行う。

第４章　多文化共生施策の推進体制の整備

１．地方公共団体内部での推進体制の整備

現状

総務省が実施したアンケート調査[152]によると、多文化共生推進に係る担当部署を設置する地方公共団体（担当者を配置している団体を含む。）において、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定割合、部局・関係機関間の連携の実施割合が高い（表 20）。

表 20　多文化共生の推進に係る指針・計画の策定等の実施状況

多文化共生の取組	実施割合	
	担当部署を設置する団体	担当部署未設置の団体
多文化共生の推進に係る指針・計画の策定	86.2%	44.8%
部局間や関係機関間の連携	74.5%	17.5%

（備 考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村（計 637 団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

特に、担当部署を設置する地方公共団体においては、庁内で部局横断的な施策調整を担っている事例や、窓口が明確化し庁外からの相談がしやすくなった事例も見られる（表 21）。

表 21　多文化共生推進に係る担当部署の設置事例

多文化共生推進に係る担当部署の設置事例	担当部署が庁内外の連携上果たしている役割	
	庁内における連携	庁外における連携
群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	・移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進 ・「受入」「多文化共生」について、関係所属と連携して施策を調整	・外国人との新たな共生推進会議やワンストップセンターなど外国人等の声を聴く仕組みづくり ・県内企業・事業者と外国人材の採用マッチング支援等、外国人材の円滑な受入れ ・ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会と協定を結んだ医療機関等への医療通訳の派遣等、生活者としての外国人支援
四日市市市民文化部市民生活課多文化共生推進室	・多文化共生推進本部、同幹事会を開催し、情報共有 ・職員研修を実施し、多文化共生の意識を醸成 ・多文化共生プランの取組を中心に部署間の連携を推進	・窓口が明確化したことで、住民が相談等しやすい環境が実現 ・多文化共生推進協議会（商工会議所、警察、自治会、外国人市民等）を開催し、情報共有 ・外国人市民を雇用している企業等を訪問し、雇用の状況や日本語教育の状況等を情報交換

[152] 総務省が令和元年度に都道府県、政令指定都市及び外国人比率の高い 570 市区町村（計 637 団体）を対象に実施。

地方公共団体に求められる取組

ア．地方公共団体内部での推進体制の整備

多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進を所管する担当部署等を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

多文化共生施策の推進を所管する担当部署又は担当者を設置していない地方公共団体においては、地域の実情に応じて、担当部署等を設置し、庁内外で連携がしやすい環境の整備を図ることを検討する。

担当部署等の設置が難しい場合であっても、プロジェクトチーム等により、部局横断的に多文化共生施策の推進体制を整備する。

２．地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

現状

全国の国際交流協会が、地域において、多文化共生を推進している。特に、地域国際化協会[153]は、地域において、日本語講座の開催をはじめとする外国人住民に対する支援、国際理解・教育、外国語講座の開催、ボランティアの登録・養成、市区町村（協会）との連携、民間交流団体との連携等、多文化共生の推進について中核的な役割を担っている（表 22）。

[153] 全国 62 協会（都道府県:46 協会、指定都市:16 協会）。

表 22 地域国際化協会が実施する主な事業等

事業		事例
外国人住民支援事業	日本語講座の開催	・日本語講座の開催、日本語指導者の養成・育成 等
	相談業務	・多言語相談窓口の設置、相談員の配置 等
	情報提供	・HP、SNS、機関誌、生活ガイドブック 等
	通訳派遣業務	・通訳ボランティアの登録・紹介 等
	外国人子供支援	・日本語学習支援、学校へのアドバイザー派遣 等
	留学生支援事業	・交流事業の実施、奨学金の支給 等
	外国人住民の自立と社会参画	・災害時外国人支援サポーターの養成 等
国際理解・教育事業		・国際理解講座の開催 等
外国語講座の開催		・語学教室、国際交流員との交流 等
海外派遣		・青少年交流事業の実施 等
海外からの人材等受入		・医師の研修受入、インターンシップの実施 等
海外移住者支援事業		・交流事業の実施、外国人の県人会への活動助成 等
国際交流事業		・国際交流サロンの開催 等
ボランティア登録、養成・育成		・多言語通訳、日本語教育、ホストファミリー 等
市区町村（協会）との連携事業		・連絡会議、研修 等
民間交流団体との連携事業		・連絡会議、交流イベント 等
民間交流団体への支援・助成事業		・活動経費の助成、活動場所の提供・広報 等
調査・研究・提言		・外国人住民アンケート、教材作成 等
印刷物等の発行		・機関誌・情報誌の発行 等
国際交流会館等の運営		・指定管理者制度等により施設を運営

（備 考）1.地域活性化協会連絡協議会「令和元年度地域国際化協会ダイレクトリー」を基に作成。

また、ＮＰＯ等、その他民間団体も、地域において、幅広い分野で多文化共生を推進する役割を担っており、「多文化共生事例集」において、優れた事例を紹介している。

（一財）自治体国際化協会は、平成 18 年度から、地域の多文化共生の担い手として、地域の特徴や地域特有の課題を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定、各施策の実施に向けた関係機関・団体とのコーディネート・実践などを行う「多文化共生マネージャー」の養成研修[154]を実施し、これまでに全国 559 名[155]を認定している。また、平成 23 年度から、多文化共生や国際協力分野で専門的な知識や経験を有する有識者などを「地域国際化推進アドバイザー」として登録し、地方公共団体、地域国際化協会及び国際交流協会に対し派遣し、助言やノウハウの提供等を行っている[156]。

技能実習及び新たに創設された特定技能の制度に基づき、監理団体、実習実施者、特定技能所属機関及び登録支援機関といった企業等の主体が、外国人住民の受入れ等を実施している。特に、特定技能所属機関及び登録支援機関は、「１号特定技能外国人支援計画」に基づき支援を実施している。

企業が、地域社会に貢献する活動として、多文化共生の推進の取組を支援する事例[157]も見

[154] （公財）全国市町村研修財団・全国市町村国際文化研修所との共催。

[155] 令和元年度末現在。

[156] 地方公共団体においても、関係機関と連携し多文化共生を推進する人材育成の事例として、「多文化共生コーディネーター」（東京都）、「多文化共生推進士」（群馬県）、「多文化共生ソーシャルワーカー」（愛知県）等がある。

[157] あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、①外国人住民を対象とした交通安全関連の講習会や交通安全啓発イベントの開催、②外国人コミュニティにおける防災リーダーを核とする共助体制の整備支援に取り組んでいる。令和2年（2020 年）6月には、在日ブラ

られる。

国の施策

出入国在留管理庁等関係省庁は、地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供することとしている[158]。

また、出入国在留管理庁は、地方公共団体と連携し、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築することとしている[159]。

総務省は、多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当部署又は職員を登録[160]し、多文化共生に取り組もうとする地方公共団体が相談することができる「多文化共生アドバイザー」制度を平成 31 年４月から開始し、活用に係る経費について地方財政措置を講じている。

地方公共団体等に求められる取組

（市区町村）

ア．市区町村の役割

市区町村は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

イ．各主体の連携・協働

市区町村の多文化共生推進担当部局は、（国際交流協会又は地域国際化協会がある場合はその協力を得て、）ＮＰＯ等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等[161]との連携・協働を図る。

ジル人コミュニティに対する新型コロナ対策セミナー（WEB 動画セミナー）の無償提供を実施している。

158 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 58。

159 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 58。

160 平成 31 年（2019 年）4月時点の登録数：37 件（部署 34 件、個人 3 件）。

161 東京外国語大学では、2004 年に多文化コミュニティ教育支援室を設置して以来、「多文化社会人材」の養成に取り組んでいるほか、東京都府中市や群馬県大泉町と連携した事業に取り組んできた。また、静岡文化芸術大学では、2012 年度から5年間、「多文化子ども教育フォーラム」を運営し、静岡県西部で活動する NPO や学校、行政関係者と共に、外国につながる子供の教育環境改善に取り組んだ。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

（都道府県）

ア．都道府県の役割

都道府県は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

特に、広域の地方公共団体として、市区町村に対して、情報提供をはじめ必要な支援を行い、その取組を促進する。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

ＩＣＴの活用を図る場合は、都道府県内の市区町村との間で共同して導入を図ることも検討する。

イ．各主体の連携・協働

都道府県の多文化共生推進担当部局は、地域国際化協会の協力を得て、ＮＰＯ等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等[162]との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

（国）

ア．外国人の受入れに関する基本的枠組の整備

外国人の出入国に関する行政は国の専管事項であることから、外国人を日本社会にどのように受け入れるかといった基本的な考え方[163]は、国において示されることが必要である。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において示された施策を着実に進

[162] 群馬大学では、2002 年度から群馬県と連携した多文化共生事業を始め、2009 年度から 5 年間、「多文化共生推進士」養成に取り組んだ。また、2015 年度から5年間、東京都主催の人権啓発イベント「ヒューマンライツフェスタ東京」において、明治大学等の都内5大学のゼミが東京都に多文化共生の提言を行うプレゼン大会が開催された。

[163] 出入国在留管理行政における取組の基本方針：①我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと、②開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに，技能実習生の保護の観点から，技能実習制度の適正化を推進すること、③受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと、④訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること、⑤安全・安心な社会の実現のため，厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと及び⑥難民問題については，国際社会の一員として，適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと（法務省「出入国在留管理基本計画」（平成 31 年4月））。

めるとともに、絶えず変化し続ける外国人との共生をめぐる状況にあわせて、適時適切に外国人の受入れ環境整備に関する企画立案及び総合調整が政府全体で行われることが必要である。

その際、出入国在留管理庁が設置した「『国民の声』を聴く会」や各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等を通じて、地方公共団体、企業、外国人支援を行うＮＰＯ等から聴取した意見や、外国人個人からの意見に十分配意することが必要である。

イ. 多文化共生に関する情報提供及び調査研究

外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）において、一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体等に対する情報提供、研修、通訳支援等を実施するとともに、全国の地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官において、地方公共団体との連携・協力や地域における情報収集等の充実・強化を図ることが必要である。

継続的に、外国人が抱える職業生活上、日常生活上及び社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画立案に資するよう、外国人に対する基礎調査を実施するとともに、諸外国における多文化共生のための施策に関する調査等を実施することが必要である。

ウ. 多文化共生アドバイザーの活用促進

多文化共生アドバイザーの活用促進のため、総務省において、各都道府県に１人以上の多文化共生アドバイザーを登録するなど、多文化共生アドバイザーの充実を図ることや、地方公共団体に対して制度を周知し更なる活用を図ることを検討することが必要である。

（企業）

ア. 外国人の雇用に関する法的・社会的責任

外国人の雇用や受入れを行う企業は、労働関係法令等（労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法等）を遵守することが必要である。

加えて、地域社会の構成員として、また、外国人を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任（ＣＳＲ）を果たす観点から、地方公共団体や外国人住民に関わるＮＰＯ等、その他の民間団体との連携を図った上で、地域における外国人住民に係る諸問題の解決[164]に努めることが必要である。

イ. 地域や企業における多文化共生の推進

企業が、地域における外国人住民が参加するイベントに協力するなど、多文化共生の推進に資する地域貢献を積極的に行うことが期待される[165]。

---

[164] 例えば、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市及び各地域の経済団体は、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」（平成 20 年1月）を定め、自主的に、日本語教育や地域社会参画の機会確保、労働関係法令の遵守やその観点を取り入れた調達先・取引先の選定等に努める取組をしている。

[165] 今後、外国人住民の増加に伴い、多文化共生の地域社会づくりへの企業の影響力が増していくものと考えられる。「多文化共生事例集」では、企業が外国人住民の生活環境の整備にビジネスとして取り組む事例をコラムのかたちで紹介している。

また、外国人を含む人材の多様性をイノベーションの源泉として位置付け、企業価値の向上に向けて積極的に活用を図ることが期待される。なお、その場合には、職場において、多言語対応等の労働環境整備を図ることが必要である。

第５章　地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題

１．現状と課題

「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年３月）策定以後、多文化共生の推進に係る指針・計画（以下、指針等。）について、全ての都道府県及び指定都市が策定し、指定都市以外の市は７割超の団体が策定している。町村については、２割程度の水準である（表23）。

表 23　地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移（再掲）

	平成 22 年(2010 年)4月	令和2年(2020 年)4月
都道府県	44 団体／47 団体(94%)	47 団体／47 団体(100%)
指定都市	19 団体／19 団体(100%)	20 団体／20 団体(100%)
市(指定都市を除く。)・区	327 団体／790 団体(41%)	571 団体／795 団体(72%)
町・村	100 団体／941 団体(11%)	236 団体／926 団体(25%)
計	490 団体／1,797 団体(27%)	874 団体／1,788 団体(49%)

(備 考)1.総務省国際室調べを基に作成。
2.括弧内は指針等の策定割合。

指針等が未策定の地方公共団体では、日本人人口が減少する一方、外国人人口が増加する傾向にある団体も多い（図 20）。このような団体では、今後多文化共生施策に取り組む必要性が高まるものと考えられる。

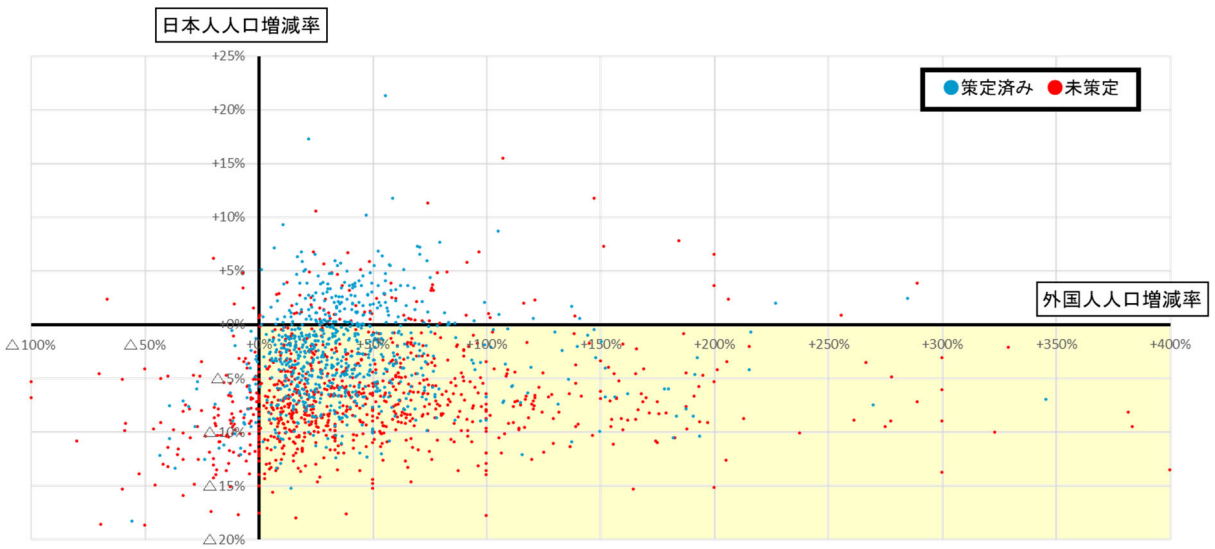

（注）多文化共生に係る指針等の策定状況は総務省国際室調べ（平成31年4月1日現在）、人口増減率は総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。

図 20 市区町村の日本人人口増減率・外国人人口増減率（H26・H31 比較）と指針等策定状況[166]

総務省が実施したアンケート調査では、ウェブサイトの多言語化をはじめとする基本的な取組についても、指針等の策定の有無によって取組の割合に差が見られ、地方公共団体における多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するためには、指針等を策定することが有効である（表 24）。

表 24 多文化共生の取組の実施状況

多文化共生の取組	実施割合	
	指針等を策定済の団体	指針等を未策定の団体
自治体ウェブサイトの多言語化	85.5%	50.3%
防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信	61.7%	29.5%
外国人向け防災セミナー・防災訓練の実施	48.0%	10.4%
災害時に備えた関係機関の連携	35.7%	8.7%
医療・保健・福祉に関する多言語化	50.7%	19.7%
地域における日本語教室の開設	73.8%	29.0%
外国人児童に対する就学促進	57.7%	26.2%

（備 考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村（計 637 団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

こうした中、総務省が実施したアンケート調査においては、指針等の策定を予定していない理由として、「特段の課題が生じておらず必要性を感じていない」、「策定の機運・要望

[166] 市区町村における日本人人口及び外国人人口の増減（平成 26 年 4 月→平成 31 年 4 月）と指針等策定の状況は次のとおり。
・日本人増加・外国人増加：策定済み 177 団体（10.2%）、未策定 78 団体（4.5%）
・日本人増加・外国人減少：策定済み 0 団体（0.0%）、未策定 6 団体（0.3%）
・日本人減少・外国人減少：策定済み 41 団体（2.4%）、未策定 113 団体（6.5%）
・日本人減少・外国人増加：策定済み 568 団体（32.8%）、未策定 750 団体（43.3%）

がない」、「担当部署の体制が確保されていない」、「ノウハウが乏しい」といった回答が多く、こうした課題に的確に対応し、指針等の策定を促していくことが必要である（表 25）。

表 25 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を予定していない理由

回答	割合
担当部署の体制が確保されていないため	61.1%
特段の問題が生じておらず必要性を感じていないため	56.9%
策定の機運・要望がないため	53.5%
ノウハウが乏しいため	41.7%
関係機関等との連携がとれていないため	13.2%
その他	2.1%

（備 考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村（計 637 団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

２．指針・計画策定を促すための今後の対応

総務省は、今後、全国各地において外国人住民の更なる増加も見込まれる中、地方公共団体に対して、地域の実情に応じて、指針等の策定及び指針等に基づく多文化共生施策の推進に取り組むよう促していくことが必要である。

特に、ノウハウが乏しいことを指針等の策定を予定していない理由に挙げる地方公共団体にも対応するため、先進的事例等を共有する「多文化共生地域会議」や、先進的な団体の助言やノウハウを提供する「多文化共生アドバイザー制度」について、一層の活用を図ることが必要である。「多文化共生マネージャー」や「地域国際化推進アドバイザー」の活用の検討を図ることも有効であると考えられる。

また、新たに指針等を策定することを促すためには、地方公共団体の自主的な取組を前提としつつ、例えば、指針等の雛形を手引きとして地方公共団体に示すことも効果的であると考えられる。

既に指針等を策定している地方公共団体に対しては、社会経済情勢の変化に対応するための施策[167]を盛り込むなど必要な見直しや改訂を行うとともに、指針等に基づく施策を着実に推進するよう適切に進捗管理を行うよう、促していくことが必要である。

[167] ICT 技術の活用、日本語教育の推進、就学促進、外国人材の受入れ、防災対策等については、近年特に取り組む必要性が高まっていると考えられる。

おわりに

今後、本研究会の検討結果を参考として、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定や多文化共生施策の拡充が進むことが期待される。また、現在設置が進められている全国の一元的相談窓口が、各地の多文化共生推進の拠点として資することも期待される。

国においては、引き続き、政府全体で、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき関連施策を着実に実施するとともに、中長期的観点に立った外国人の受入れに係る施策の拡充・改善を図ることを望む。

また、総務省においては、引き続き、社会経済情勢の変化、国及び地方における施策の動向に注視するとともに、これらにあわせて適宜「地域における多文化共生推進プラン」の見直しを行うことが必要である。

なお、今後、地域においては、外国人住民の出身地や在留目的・活動の多様化に伴い、多文化共生の推進に係る課題が多様化していくことが考えられる中、地域の特性や実情に合わせて創意工夫をした独自の取組を行っていくことも必要である。その際、国内外を問わず、地域間で幅広くグッド・プラクティスの共有を進めていくことが有効である。

巻末資料１　「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱及び開催実績

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

１　開催趣旨

総務省では、平成 18 年（2006 年）3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定・周知した。

その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。

こうした中、国においては、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）、令和元年（2019 年）６月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（同上）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。また、地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多くみられる状況である。

こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

２　名　称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

３　構成及び運営

(1)　研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。

(2)　研究会には、座長１名をおく。

(3)　座長は、会務を総理する。

(4)　座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。

(5)　研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認める時は、配付資料を非公開とすることができる。

４　開催期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月頃までとする。

５　庶　務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。

構成員名簿

大泉　貴広　　（公財）宮城県国際化協会総括マネージャー

金森　孝治　　福岡県苅田町防災・地域振興課長

清水　隆教　　（一財）自治体国際化協会多文化共生部長
【横田　宗親（※第４回まで）】

田村　太郎　　（一財）ダイバーシティ研究所代表理事

新谷　秀樹　　岡山県総社市市民生活部長

西　和一　　群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長

長谷部　美佳　明治学院大学教養教育センター准教授

前田　真子　　札幌市総務局国際部長

八木　浩光　　（一財）熊本市国際交流振興事業団事務局長

座長　山脇　啓造　　明治大学国際日本学部教授

（五十音順：敬称略）

オブザーバー

【関係省庁】

内閣府 政策統括官（防災担当）参事官（防災計画担当）
総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室
消防庁 国民保護・防災部 防災課
出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室
文部科学省 大臣官房 国際課
文化庁 国語課
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

【地方３団体】

全国知事会総務部
全国市長会行政部
全国町村会行政部

開催実績

第１回（令和元年１１月１日（金）１０：００～１２：３０）
（１）研究会の開催要綱
（２）外国人材の受入れと地域における多文化共生の現状等
（３）検討の方向性
（４）多文化共生に関する調査の実施

第２回（令和元年１２月２５日（水）１３：３０～１６：００）
（１）地方公共団体における取組事例発表
（２）外国人から見た多文化共生（ヒアリング）
（３）多文化共生の必要性・意義について討議

第３回（令和２年１月３１日（金）１０：００～１２：００）
（１）コミュニケーション支援（ICT 技術の活用等）について
（２）令和２年度の地方財政措置について
（３）地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告（速報）

第４回（令和２年３月１７日（火）１３：３０～１５：３０）
（１）外国人児童生徒等の教育及び日本語教育について
（２）医療、保健、福祉サービスの提供環境の整備等について
（３）地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

第５回（令和２年５月１５日（金）１３：３０～１５：３０）
（１）外国人住民向けの防災対策について
（２）外国人材の適正な受入及び労働環境の確保について
（３）地方公共団体へのアンケート及び地方公共団体が策定した計画に関する調査の結果について

第６回（令和２年６月５日（金）１３：００～１５：００）
（１）多文化共生の地域づくりについて
（２）多文化共生施策の推進体制の整備について
（３）多文化共生に係る指針等の未策定団体の課題と対応について

第７回（令和２年６月２６日（金）１３：００～１５：００）
（１）新型コロナウイルス感染症に係る在留外国人向けの取組について
（２）多文化共生の推進に関する研究会報告書骨子案について

第８回（令和２年７月２７日（月）１３：３０～１５：３０）
（１）多文化共生の推進に関する研究会報告書（目次案）について

第９回（令和２年８月１７日（月）１０：００～１２：００）
（１）多文化共生の推進に関する研究会報告書（案）について

巻末資料２　「多文化共生の推進に関する研究会」等の開催状況

平成 17 年度 （平成 17 年 6 月～ 平成 18 年 3 月）	「多文化共生の推進に関する研究会」 多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討。地方公共団体が地域において多文化共生を推進するという観点から施策の体系（多文化共生推進プログラム）のあり方について検討
平成 18 年度 （平成 18 年 6 月～ 平成 19 年 3 月）	「多文化共生の推進に関する研究会」 上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討
平成 21 年度 （平成 21 年 9 月～ 平成 22 年 3 月）	「多文化共生の推進に関する意見交換会」 外国人住民の構成は各地域によって異なっており、効果的な取組に差異があるのではないかという視点から、宮城県、神奈川県、愛知県、新宿区、磐田市、大阪市における多文化共生施策の先駆的な事例の整理・分析を実施
平成 22 年度 （平成 23 年 2 月～ 平成 23 年 3 月）	「多文化共生の推進に関する意見交換会」 地方公共団体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方公共団体の担当者及び有識者による意見交換会を開催し、愛知県、浜松市、美濃加茂市、新宿区、群馬県大泉町の活動事例を紹介
平成 25 年度 （平成 24 年 2 月～ 平成 25 年 3 月）	「多文化共生の推進に関する研究会」 東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討
平成 28 年度 （平成 28 年 2 月～ 平成 29 年 3 月）	「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」 多文化共生プランの策定から１０年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、１０年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集等を作成
平成 29 年度 （平成 29 年 5 月～ 平成 30 年 3 月）	「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」 熊本地震等の経験を踏まえ、避難所等にいる外国人被災者へ災害に関する情報が確実に伝達できるようにするため、これを支援する災害時外国人支援情報コーディネーター制度について検討
平成 30 年度 （平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 3 月）	「多文化共生の推進に関する研究会」 多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催に係る仕組み等について検討

（注）（　　）は研究会等の設置期間

巻末資料３　多文化共生の取組事例一覧

第２部　今後の多文化共生施策の推進

第３章　地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

１．コミュニケーション支援

（１）行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

取組事例	取組団体
減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学（多文化共生事例集）
民設民営　外国人相談窓口	NPO 法人ふじみの国際交流センター（多文化共生事例集）
「多言語情報の作り方～ヒント集～」の作成	横浜市国際交流協会（多文化共生事例集）
三者通話による 119 番通報の多言語対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局（多文化共生事例集）
多文化サービス	大阪市立中央図書館（多文化共生事例集）
医療通訳システム構築事業	NPO 法人多言語センターFACIL（多文化共生事例集）
行政サービスの多言語化とわかりやすい日本語の活用	札幌市（第２回研究会資料）
コミュニティ通訳派遣事業	札幌市（第２回研究会資料）
生活情報ガイドブック作成	苅田町（第２回研究会資料）
タブレット型情報端末を利用した多言語通訳支援事業	浜松市（第２回研究会資料）
多言語音声翻訳システム「VoiceTra」導入	豊橋市、綾瀬市（第３回研究会資料）

（２）日本語教育の推進

取組事例	取組団体
外国人コミュニティによる日本語学習支援等	NPO 法人フィリピノナガイサ（多文化共生事例集）
日本語教室開設事業	兵庫県国際交流協会（多文化共生事例集）
地域参加型生活サポート日本語教育事業	総社市（多文化共生事例集、第２回研究会資料）
日本語教室の設置・運営	総社市（第２回研究会資料）
地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修	総社市（第２回研究会資料）
地域密着型日本語学習教材作成	総社市（第２回研究会資料）

にほんごひろば開催	苅田町（第２回研究会資料）
日本語学習等支援者養成講座	浜松市（第２回研究会資料）
地域日本語学習支援事業	浜松市（第２回研究会資料）
外国人支援者のためのポルトガル語講座	浜松市（第２回研究会資料）

２．生活支援

（１）教育機会の確保

取組事例	取組団体
外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会（多文化共生事例集）
外国人の子ども預かり支援	NPO 法人 NO BORDERS（多文化共生事例集）
横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	公益財団法人横浜市国際交流協会（多文化共生事例集）
外国籍子どもサポートプロジェクト	公益財団法人とやま国際センター（多文化共生事例集）
外国籍児童就学前学校体験教室及び就学後教育支援	Wide International Support in Hamamatsu（WISH）（多文化共生事例集）
外国人の子どもの不就学に対する取組	浜松市、静岡県（多文化共生事例集）
外国籍親子の放課後の居場所づくり	NPO 法人シェイクハンズ（多文化共生事例集）
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	愛知県（多文化共生事例集）
初期日本語教室・日本語指導ボランティア養成講座、日本語指導体制整備	津市（多文化共生事例集）
こども教室	Minami こども教室実行委員会（多文化共生事例集）
外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業	浜松市（第２回研究会資料）
外国人にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業	浜松市（第２回研究会資料）
外国人学校への日本語教師派遣事業	浜松市（第２回研究会資料）

（２）適正な労働環境の確保

取組事例	取組団体
外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	公益財団法人横浜市福祉事業経営社会（多文化共生事例集）
外国にルーツを持つ若者への支援事業	浜松市（多文化共生事例集）
介護職員初任者研修	一般財団法人グローバル人材サポート浜松（多文化共生事例集）

地域における技能実習制度への新たな関わり	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人と企業とのマッチング	群馬県（第２回研究会資料）
企業向け情報提供・相談対応	群馬県（第２回研究会資料）
多言語・動画による情報発信	群馬県（第２回研究会資料）
知事と外国人との座談会	群馬県（第２回研究会資料）

（３）災害時の支援体制の整備

取組事例	取組団体
外国人市民への防災啓発	公益財団法人仙台観光国際協会（多文化共生事例集）
災害時相互支援に向けた取組	NPO 法人横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人による機能別消防団員	草津市（多文化共生事例集）
Let’s Study BOSAI	公益財団法人和歌山県国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会（多文化共生事例集）
桜島火山爆発総合防災訓練	鹿児島市（多文化共生事例集）
災害時外国人支援事業	群馬県（第２回研究会資料）
災害多言語市民スタッフの養成	札幌市（第２回研究会資料）
地域コミュニティ連携防災訓練事業	総社市（第２回研究会資料）
外国人向けの防災教室	総社市（第２回研究会資料）
外国人防災リーダー養成研修	総社市（第２回研究会資料）
外国人防災カード作成事業	総社市（第２回研究会資料）
モデル地区を設定した多文化防災訓練	浜松市（第２回研究会資料）
災害時に備えたネットワーク強化	浜松市（第２回研究会資料）
災害時多言語通訳人材の育成	浜松市（第２回研究会資料）

（４）医療・保健サービスの提供

取組事例	取組団体
かながわ医療通訳派遣システム事業	NPO 法人多言語社会リソースかながわ（多文化共生事例集）
外国籍児童とその家族への支援	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS（多文化共生事例集）
あいうえお子育てネット	NPO 法人にほんご豊岡あいうえお（多文化共生事例集）

病院体験ツアー	公益財団法人鹿児島県国際交流協会（多文化共生事例集）
在住外国人のメンタルヘルス相談事業	浜松市（多文化共生事例集）
医療通訳ボランティア養成事業	群馬県（第２回研究会資料）
医療通訳派遣事業	群馬県（第２回研究会資料）
医療通訳派遣者等の養成	札幌市（第２回研究会資料）
地域ではぐくむ子育て応援事業	総社市（第２回研究会資料）
多言語医療ガイドの作成・配布	総社市（第２回研究会資料）
外国人市民カウンセリング	浜松市（第２回研究会資料）
あいち医療通訳システム	愛知県（第３回研究会資料）

（５）子ども・子育て及び福祉サービスの提供

取組事例	取組団体
定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	公益財団法人宮城県国際化協会（多文化共生事例集）
外国人高齢者支援	NPO 法人神戸定住外国人支援センター（多文化共生事例集）
「福祉から就労」支援事業	総社市（第２回研究会資料）

（６）住宅確保のための支援

取組事例	取組団体
住まいに関する外国人の相談窓口	NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター（多文化共生事例集）
外国人のための住宅支援事業	公益財団法人京都市国際交流協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部（多文化共生事例集）

（７）感染症拡大時における対応

取組事例	取組団体
東京都外国人新型コロナ生活相談センター	東京都生活文化局（第７回研究会資料）
多言語コールセンター設置	佐賀県国際交流協会（第７回研究会資料）
特別定額給付金申請書の書き方説明動画作成	佐賀県国際交流協会（第７回研究会資料）
外国人を応援する外国語によるビデオメッセージ作成	佐賀県国際交流協会（第７回研究会資料）

３．意識啓発と社会参画支援

（１）多文化共生の意識啓発・醸成

取組事例	取組団体
人権啓発動画「外国人の人権」の配信	東京都（多文化共生事例集）
コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業	公益財団法人愛知県国際交流協会（多文化共生事例集）
周南市国際交流サロン等運営事業	周南市（多文化共生事例集）
英語での読み聞かせサークル	サークル・タイム（多文化共生事例集）
そうじゃインターナショナルフェスタ	総社市（第２回研究会資料）
国際交流イベント“ワールド文化祭”	苅田町（第２回研究会資料）
アジア太平洋子ども会議イン福岡・苅田	苅田町（第２回研究会資料）
地域共生自治会会議	浜松市（第２回研究会資料）
国際理解教育講座	浜松市（第２回研究会資料）

（２）外国人住民の社会参画支援

取組事例	取組団体
定住外国人エンパワメント・カレッジ	公益財団法人宮城県国際化協会、公益財団法人山形県国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人住民生活情報伝達モデル事業	川口市、芝園団地自治会（多文化共生事例集）
外国人コミュニティ連携事業	公益財団法人大阪国際交流センター（多文化共生事例集）
外国人活躍推進キャラバン	群馬県（第２回研究会資料）
外国人コミュニティコーディネーター養成事業	群馬県（第２回研究会資料）
外国人まちづくりボランティアネットワーク事業	札幌市（第２回研究会資料）
ブリッジ・ビルダーの育成	浜松市（第２回研究会資料）

４．地域活性化の推進やグローバル化への対応

（１）外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

取組事例	取組団体
留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	石川県（多文化共生事例集）
多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロ	一般財団法人グローバル人材サポート浜松（多文化共生事例集）

ジェクト	
Startup Weekend Shiga(Change Makers in Nagahama City)	滋賀県（多文化共生事例集）
通年アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	株式会社 NAC（多文化共生事例集）

（２）留学生の地域における就職促進

取組事例	取組団体
留学生ドラフト会議	株式会社商輪（多文化共生事例集）
別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市（多文化共生事例集）
外国人留学生の定着促進	群馬県（第２回研究会資料）

第４章　多文化共生施策の推進体制の整備

１．地方公共団体内部での推進体制の整備

取組事例	取組団体
職員研修「やさしい日本語」の実施	総社市（第２回研究会資料）

２．地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

取組事例	取組団体
多文化共生市町担当職員研修	広島県（多文化共生事例集）
多文化共生推進士	群馬県（第２回研究会資料）
日本語ボランティアセミナー	札幌市（第２回研究会資料）
外国人市民共生審議会	浜松市（第２回研究会資料）
多文化共生推進協議会	浜松市（第２回研究会資料）